
就学支援の手引き

～障害のある子供の就学に携わる人のために～

〈令和 6 年4月改訂〉

宮城県教育委員会

【 目次 】

I はじめに	
1 共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築	…1
2 障害のある子供の就学についての考え方	…2
II 障害のある子供の学びの場	
1 障害のある子供の就学先	…3
2 通級による指導	…4
3 特別支援学級	…5
4 特別支援学校	…6
III 就学先決定までの流れ	
1 障害のある子供の就学先決定の流れ	…7
2 関係者に求められること	…8
3 就学に係る教育相談の流れ	…9
4 就学先の検討	…11
5 就学先の決定	…12
6 学びの場の柔軟な見直し	…13
IV 就学転学に係る事務手続き	
1 新就学(小学1年生)として県立特別支援学校に入学する場合	…14
2 小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合	…15
3 県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合	…16
4 県立特別支援学校間で転学する場合	…17
5 他都道府県からの転居により特別支援学校に入学する場合	…18
6 他都道府県の特別支援学校に区域外就学する場合	…19
7 入院により県立特別支援学校から拓桃、西多賀、山元支援学校に転学する場合	…20
8 入院により小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合	…21
9 退院により県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合	…22
10 入院により他道府県の小中学校から県立特別支援学校に転学する場合	…23
11 退院により他都道府県の前籍校へ戻る場合	…24
12 学齢児童生徒が国・市立の特別支援学校に入学する場合	…25
13 国立・市立特別支援学校から転学する場合	…26
14 就学義務の猶予又は免除者の手続き	…27
V 障害の種類と学びの場	
1 視覚障害	…28
2 聴覚障害	…29
3 知的障害	…30
4 肢体不自由	…31
5 病弱・身体虚弱	…32
6 言語障害	…33
7 情緒障害	…34
8 自閉症	…35
9 学習障害(LD、限局性学習症)	…36
10 注意欠陥/多動性障害(ADHD、注意欠如/多動症)	…37
学びの場Q&A	…38
特別支援学校高等部等への転入学等について	…39
相談機関及び情報一覧	…40
宮城県内特別支援学校一覧	…41
VI 就学・転学に係る様式集	…42

I はじめに

1 共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(1) 共生社会とは

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献できる社会のことを言います。それは、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会でなければなりません。

(2) インクルーシブ教育システムとは

障害者の権利に関する条約(第24条教育)によると、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会で、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」ということが報告のとおり示されました。

つまり、基本的な方向としては、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるとしているのです。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感や達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう環境整備や仕組みを整えていく必要があるとされています。

(3) 特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであるとされています。そのため次の3点の考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが求められています。

- 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。
- 障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

※ 平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告より

2 障害のある子供の就学についての考え方

(1) 就学先決定の在り方について

平成24年7月、中教審初等中等教育分科会での報告のとおり、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の提言がなされ、その中で、障害のある子供の就学先決定については「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」と示されました。

この提言を受け、平成25年学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の際には、市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分に情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ることが必要です。その上で、最終的に市町村教育委員会が決定することになりました。つまり、学校教育法施行令22条の3等で就学先を決定するための障害の程度は示されてはいるものの、これは就学基準としての機能はもたないこととなります。しかし、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は引き続き有していることに留意する必要があります。

(2) 早期からの教育相談及び支援

個別の教育的ニーズに応じた支援を行うためには、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行う中で、保護者に就学等についての情報を提供していくことが大切です。併せて、幼稚園や保育所等、保健師等関係者が、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援について情報を共有していくことは、就学について保護者の理解と合意形成へつながっていくものと考えられます。

就学についての流れや仕組みについては、障害のある子供の乳児期から幼児期にかけて、福祉と連携した専門的な教育相談や支援ができる体制作りがますます求められているものと考えます。

(3) 学びの場の柔軟な変更

平成25年の学校教育法施行令の一部改正においては、学びの場の柔軟な変更についても示されています。

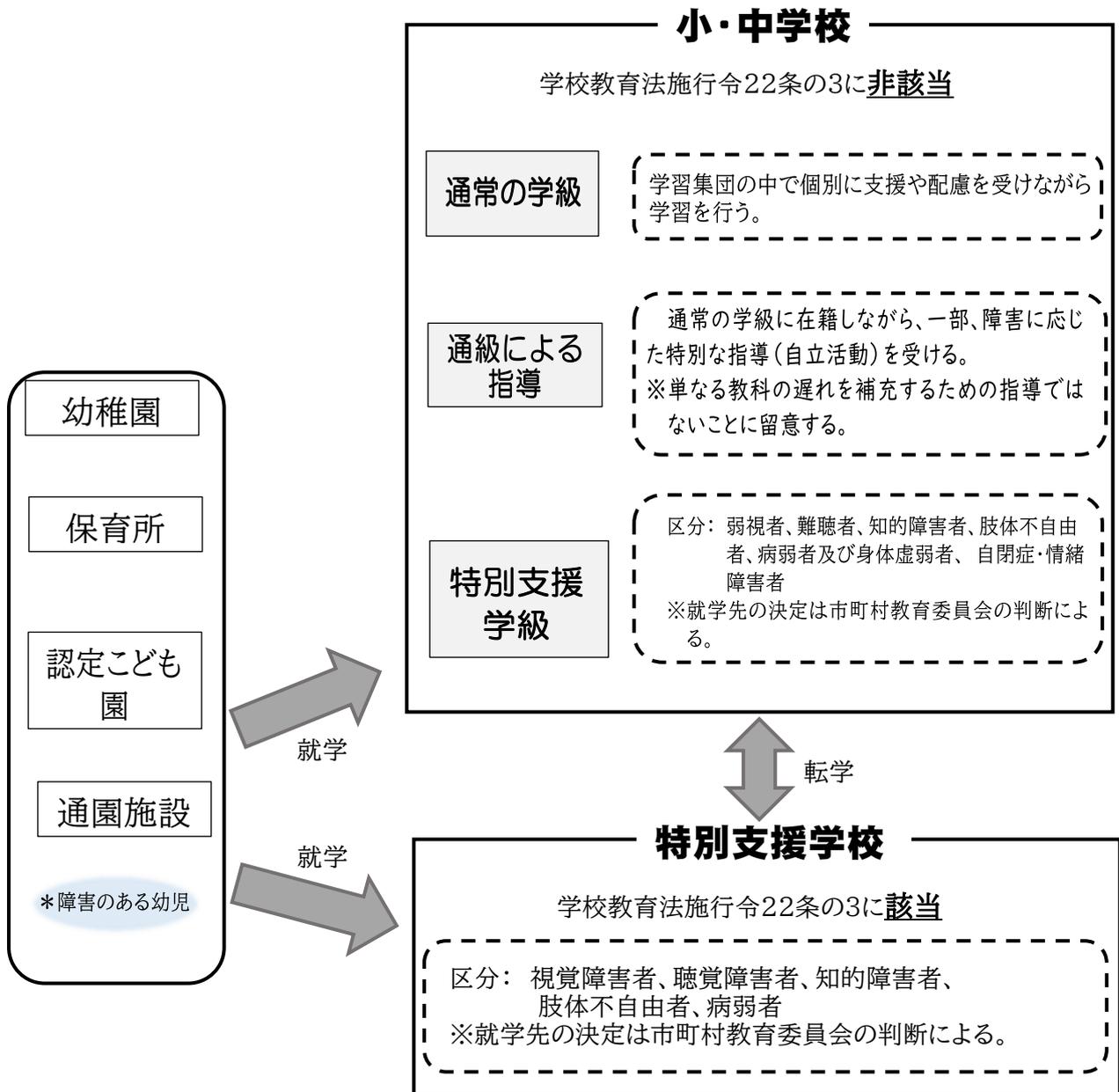
特別支援学校、小・中学校間の転校については、該当の児童生徒の障害の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の変化によっても転学の検討ができるようにすることが示されています。

よって、小・中学校特別支援学級から特別支援学校への転学だけでなく、特別支援学校から居住地域の小・中学校への転学ができ、その判断は市町村教育委員会が行います。しかし、転学に当たって当該校は、該当児童・生徒の実態を踏まえ、転校後に必要となる支援等についても検討した上で、校内教育支援委員会等で十分に審議し、市町村教育委員会へ資料を提出することが必要です。

また、この検討にあたっては、該当児童・生徒にとってよりよい学びの場と、そのための支援の在り方等について就学に関する相談の中で、保護者に十分に情報を提供し、進めることが重要です。

Ⅱ 障害のある子供の学びの場

1 障害のある子供の就学先



《 教えて！ Q&A 》

Q 宮城県で、特別支援教育を受けている児童生徒はどれぐらいいますか？

A 令和5年度 宮城県内において、特別支援教育を受けている児童生徒は、次のとおりです。

特別支援学校の児童生徒は2,709人(高等部、専攻科含む)、特別支援学級の児童生徒は4,663人、通級による指導を受けている児童生徒4,605人(高等学校含む)です。

その他にも、通常の学級の中で必要な支援や配慮を受けながら学習している児童生徒もいます。

(令和5年度宮城の特別支援教育より 令和5年5月現在)

2 通級による指導

通常の学級に在籍し、授業にも概ね参加することができるものの、一部特別な指導が必要な児童生徒が対象になります。教室環境の整備や学習への配慮だけでは落ち着いて学校生活を送ることができない場合に、個別に学習する形態です。学習の内容等については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが義務付けられており、本人・保護者と共通理解を図り作成する必要があります。通級による指導は、児童生徒の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の実態や状況に応じた学習内容を扱うものであり、在籍学級での学習の遅れを補ったり、授業の予習や復習を行ったりするものではありません。

(1)対象となる障害区分と程度

指導の対象となる児童生徒の判断は、市町村教育委員会又は校内支援委員会で行われます。対象となる障害の程度区分は次のとおりです。なお、知的障害がないことが前提となります。

区分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものはない者に限る)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者。
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声と解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
学習障害者(LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
注意欠陥多動性障害者(ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
肢体不自由者 病弱者・身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

【表1 平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

(2)指導について

通級による指導は、対象となる児童生徒の実態等を踏まえて、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容を参考に行われます。授業時数は年間35～280単位時間を標準とします。(週当たり1～8時間相当)

なお、対象となる児童生徒の在籍校で通級による指導を行っていない場合は、他校にある通級による指導で学習する場合や通級担当の教員が巡回して指導を行うこともあります。

(3)留意事項

通級による指導での学習の様子について、担任を含め関係する教員間で定期的に情報を共有しながら、該当児童生徒の課題や支援の在り方について検討していくことが大切です。

3 特別支援学級

小・中学校に在籍している下記の程度の障害がある児童生徒が対象となります。特別な支援を必要とするため、それぞれの障害の状態に合わせ、各教科等による指導、総合的な学習の時間、知的な遅れがある場合は、各教科等を合わせて指導することも含めて教育課程を編成し、実態に合わせた手立てを講じて指導を行います。

本県には、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障害の児童生徒を対象とした特別支援学級があります。

(1)対象となる障害区分と程度

対象となる障害の程度区分は次のとおりです。指導の対象となる児童生徒についての判断は、市町村教育委員会が行います。

区分	障害の程度
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの。
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を理解することが困難な程度のもの。
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のももの。
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のももの。
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のももの。 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のももの。
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のももの。 二 主として心理的な要因である選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のももの。

【表2 平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

(2)指導について

- ・ 在籍する児童生徒の障害の状態により、特別支援学級で学習を行う教科と協力学級の児童生徒と一緒に学習を行う教科を設定しています。
- ・ 知的な遅れがない場合でも、自立活動の指導を行います。

※自立活動とは、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための学習です。

(3)留意事項

児童生徒一人一人に個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、実態に応じてねらいを設定し、指導を行います。

4 特別支援学校

学校教育法施行令22条の3に定められた程度の障害のある子供を対象とし、個別の課題やニーズに応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導・支援を行います。

本県では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を対象とした特別支援学校を設置しています。【41ページ「県内特別支援学校一覧」参照】

(1)対象となる障害区分と程度

指導の対象となる児童生徒の判断は、市町村教育委員会で行われます。対象となる障害の程度区分は次のとおりです。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの。 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。

【表3 学校教育法施行令22条の3】

(2)指導について

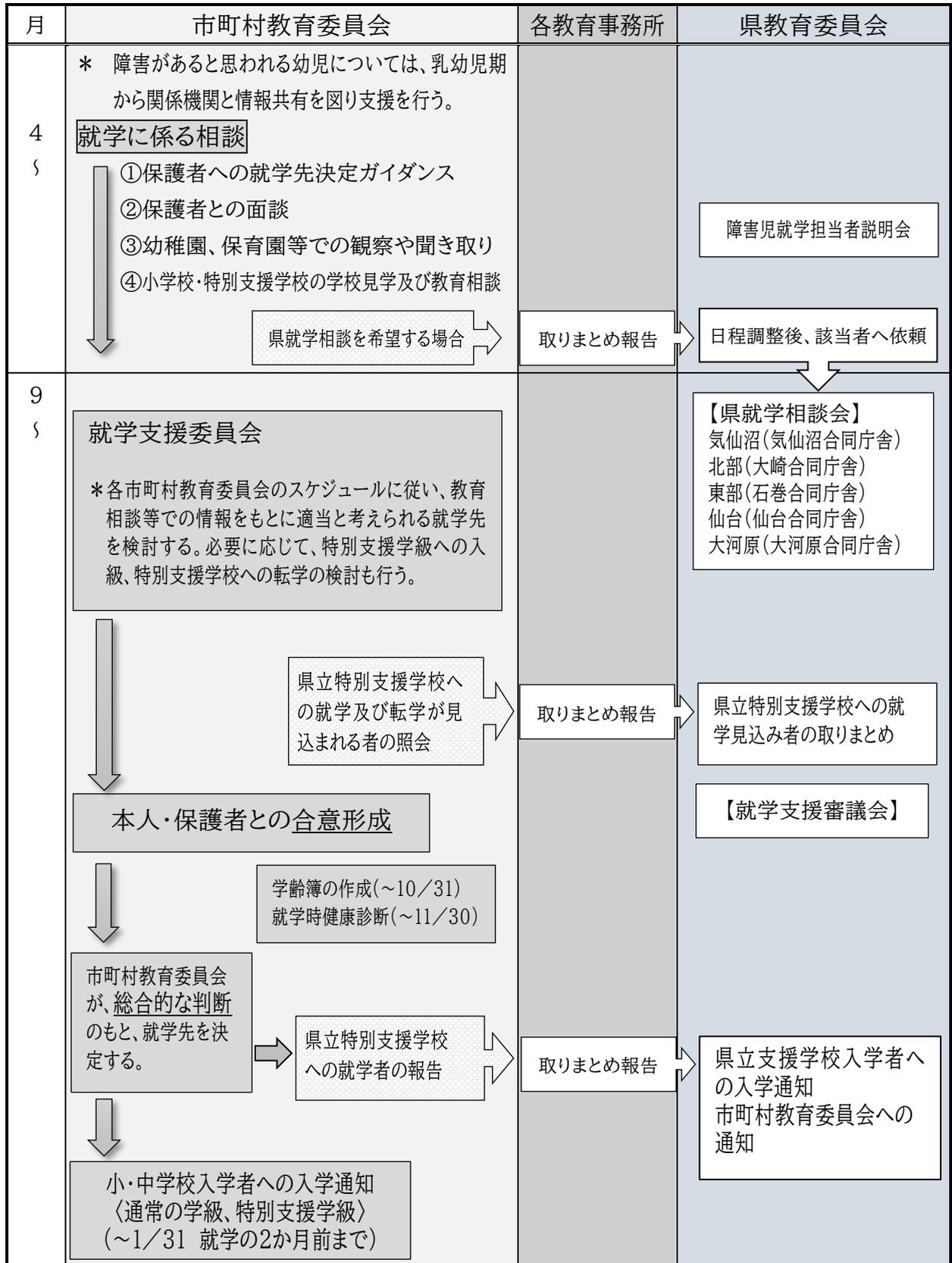
- ・ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校に在学している知的障害を伴わない児童生徒に対しては、小・中学校の各教科等に準ずる教育を行います。
- ・ 知的障害のある児童生徒に対しては、障害の状態に合わせて教育課程を編成し、各教科等の指導の他に各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)の中で、生活する力や社会生活を送る上で必要な力を培うための学習内容を設定します。

(3)留意点

- ・ 知的障害特別支援学校には、通学区域が設定されており、居住する地域によって就学する学校が決まっています。また、県内に4校設置されている県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科は、宮城県全域を通学対象としており、軽度の知的障害のある生徒を対象としています。
- ・ 肢体不自由を対象とする学校は1校、病弱を対象とする学校は3校(病院併置)あります(うち、病弱と知的障害を併置している学校2校、病弱と肢体不自由を併置している学校1校)。

Ⅲ 就学先決定までの流れ

1 障害のある幼児児童生徒の就学先決定の流れ



【図1 障害のある幼児児童生徒の就学先決定に係る手続きの流れ(宮城県の場合)】

2 関係者に求められること

障害のある子供の教育については、将来の自立と社会参加を見据えて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが大切です。そのため、就学先決定にあたっては、早期からの相談を行い、本人・保護者の考えを可能な限り尊重した上で、総合的に判断をすることが求められます。

障害のある子供の就学先を決定するにあたっては、関係機関は互いに連携を図るとともに、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ必要に応じて情報を共有し、本人の教育的ニーズに合った就学先を検討することが重要となります。よって、関係諸機関の担当者は以下のことに留意し、対応することが求められます。

(1)市町村教育委員会の就学事務担当者

- ・ 早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状態や保護者の意向を十分に把握する。特に、医療的ケア児の場合は、適切な就学のため、保護者、学校及び関係機関が相互に連携を取りながら、就学前の早期の教育相談や情報収集、学校の見学・体験等を積極的に実施する。
- ・ 保護者との信頼関係をもとに適切な情報提供に努め、就学先決定に関わる。
- ・ 保護者が子供の就学後の姿をイメージできるように、就学先決定に係る情報を分かりやすく説明する。
- ・ 関係機関と連携を図りながら学校見学や体験の情報を提供する。
- ・ 本人・保護者の教育的ニーズに応じた支援について合意形成を図りながら、就学先を決定する。

(2)幼稚園、保育所、認定こども園等の担当者

- ・ 複数の担当者で情報を共有しながら必要な支援について検討し、支援に当たる。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能を生かし、特別支援学校の地域支援コーディネーターと連携した組織的な支援に取り組む。
- ・ 保護者との信頼関係を基に、家庭での気づきや困り感を受け止め、連携を図りながら子供の発達を促すよう支援に当たる。

(3)医療・福祉・保健担当者(保健師等)

- ・ 他機関と連携を図りながら、多面的な支援につなげる。
- ・ 市町村においては、福祉部署や保健師等と連携し、早期からの支援につなげられるようにする。

(4)学校関係者

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を生かし、地域の就学相談や支援に関わりながら、就学後の支援に生かす。
- ・ 小・中学校、特別支援学校の教員は、障害のある子供の支援に係る知識・技能の習得に努める。

3 就学に係る教育相談の流れ

(1) 就学先決定のガイダンス

ガイダンスについては、各市町村の実情に応じて就学相談の前に一斉に行う、面談の際に個別に行うなど様々な形態で実施されています。いずれにしても、障害のある子供の就学先決定についての手続きの流れ(就学相談や今後の流れ)や就学先として考えられる選択肢、その判断基準、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対して説明をすることが大切です。

必要に応じて、「就学相談ガイド～よりよい就学のために」(リーフレット)等を活用しながら分かりやすく説明するようにします。

時期としては、本格的な就学相談が始まる前に行うことが適切です。

イ 内容

保護者の子供に対する養育についての考え、具体的には子供の障害の状態、就学後の学習、健康等についての考えを尊重しながら、子供の成長に関わる教育環境等について十分に検討できるようにすることが大切です。

その際に、地域内の学校(小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の状況等を伝え、保護者が主体的に就学について検討できるような内容で進めることが望ましいと考えられます。

ロ ガイダンス実施に当たっての留意点

保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、その後の教育相談に安心して臨むことができるようにすることが必要です。

また、一度決めた就学先は変えられないのではなく、子供の発達状況や、教育環境の整備状況等によって柔軟に転学できることを伝えます。その理解を促すことは、保護者が安心して就学相談に臨むためのポイントとなります。

(2) 保護者との面談

- ・ 保護者によっては、子供の障害の受容が十分にできていない場合もあります。面談するに当たっては、不安を与えたり、不快に感じさせたりしないようにすることが大切です。
- ・ 面談の際には、保護者の困り感や心情に寄り添った聞き取りを行うとともに、信頼関係を基盤とした話し合いとなるよう進めます。
- ・ 就学相談に係る面談が単なる質問や調査に終わることのないように留意するとともに、保護者の養育や教育に対する意向を十分に聞き取るようにします。
- ・ 家庭の事情等によっては、どこの通園施設にも所属していない未就学児がいることも考えられます。そのような場合は、就学に向けての流れをより丁寧に説明しながら、面談を行う必要があります。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園等での観察や聞き取り

イ 園等での観察

現在の園等での幼児の様子を実際に観察し、他児との関わりの様子や大人との関わり、指示理解の程度、行動特性を把握することは、聞き取りからだけでは見えてこない幼児の様子把握にもつながるため、就学先を検討する上で非常に大切になります。

ロ 園等での聞き取り

観察の他に実際に関わっている園等の担当者からの聞き取りを行うことで、幼児のこれまでの成長の経過を知ることができます。できるようになったことや課題となっていること、普段の活動の中での手だてや配慮事項等を聞き取ることが大切です。この際、幼児のできないことだけに目を向けるのではなく、興味・関心や得意なことなども把握し、就学先として適切な学びの場を検討するようにします。

(4) 学校見学や体験学習

保護者が就学先を検討するに当たっては、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など複数の学びの場を見学し、子供の実態に合った学びの場の検討材料とすることが必要です。学校見学の際は、普段の学習の様子を見学してもらうとともに、可能なら学級で体験学習を行い、実際に通学した場合の子供の様子を保護者がイメージできるようにすることが大切です。

学校見学終了後、相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、必要に応じて、見学した学校の相談担当者との情報共有を行い、保護者との就学先についての合意形成につなげていくように進めます。

《 教えて！ Q&A 》

Q 医療的ケアとは何ですか？

A 一般的に、学校や自宅などで日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為のことです。医療的ケアが日常的に必要な児童生徒の教育を受ける機会を確保するために、学校看護職員が医師の指導・助言に基づき特定の子供の特定行為のみ行っています。

Q 医療的ケア児はスクールバスを利用できますか？

A 県立特別支援学校のスクールバスに学校看護職員は乗車していませんので、乗車中に痰の吸引など医療的ケアが必要な場合は、原則として保護者の送迎をお願いしています。スクールバスの中で医療的ケアが不要で、個々の事情により利用を希望する場合は、学校へ相談をお願いします。

4 就学先の検討

これまで示したように、保護者との面談、幼稚園・保育所・認定こども園等での観察や聞き取り、学校見学を経て、子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況等を整理し、本人・保護者との合意形成を図った上で、市町村教育委員会が子供にとって適切と考えられる就学先を決定することになります。

(1) 本人・保護者からの意見聴取

本人・保護者との面談、学校見学等を経て、本人・保護者の意見を聞き取る際には、考えられる就学先とそれぞれの支援の内容等について説明した後に、本人・保護者が十分に考える時間を確保することが大切となります。説明に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場で得られる教育的効果についても、丁寧に分かりやすく説明し、本人・保護者が就学先を考えられるようにします。

(2) 専門家からの意見の聴取

就学先を検討するに当たっては、市町村の教育支援委員会等で、教育、医学、心理学(心理士等)の専門家の意見を聴取し、総合的な判断のための検討が行われます。ただし、これはあくまでも意見の聴取のためであり、就学先の決定は市町村教育委員会が行うものと法令に定められています。(学校教育法施行令第11条)

(3) 本人・保護者との合意形成

就学先を決定するに当たって最も重要となるのが、本人・保護者と市町村教育委員会の合意形成です。就学先決定に際しては、市町村教育委員会が就学先決定の流れと就学後の柔軟な就学先の変更等について十分に情報を提供し、本人・保護者の意見を尊重し合意を得る必要があります。

(4) 合意形成に至らなかった場合の対応

就学先決定に向けて本人・保護者と市町村教育委員会が十分に話し合い、合意形成に向けて進めていく中で、意見が一致しない場合も起こり得ると考えられます。そのようなケースについて宮城県では就学相談会を開催しています。就学相談会では、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を派遣し、助言等を行っています。さらに、就学相談会も経ても合意形成が困難な場合は、市町村教育委員会の申し出により県就学支援審議会で審議し、合意形成に向けた助言を行うことにしています。これらの助言を参考に、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定します。

《 教えて！ Q&A 》

Q 自閉症・情緒障害学級に在籍している自閉症の子供は、知的障害特別支援学校に転校できますか？

A 知的障害を併せ有している場合は、障害の状態により転校することも可能です。

その場合、学校でのお子さんの様子を観察したり、学習の様子を聞き取ったりして、学校教育法施行令第22条の3に定められた程度の障害があるか、転校が妥当かどうかを判断することが必要です。さらに、本人・保護者の合意を得た上で、市町村教育委員会ですべて判断をします。

5 就学先の決定

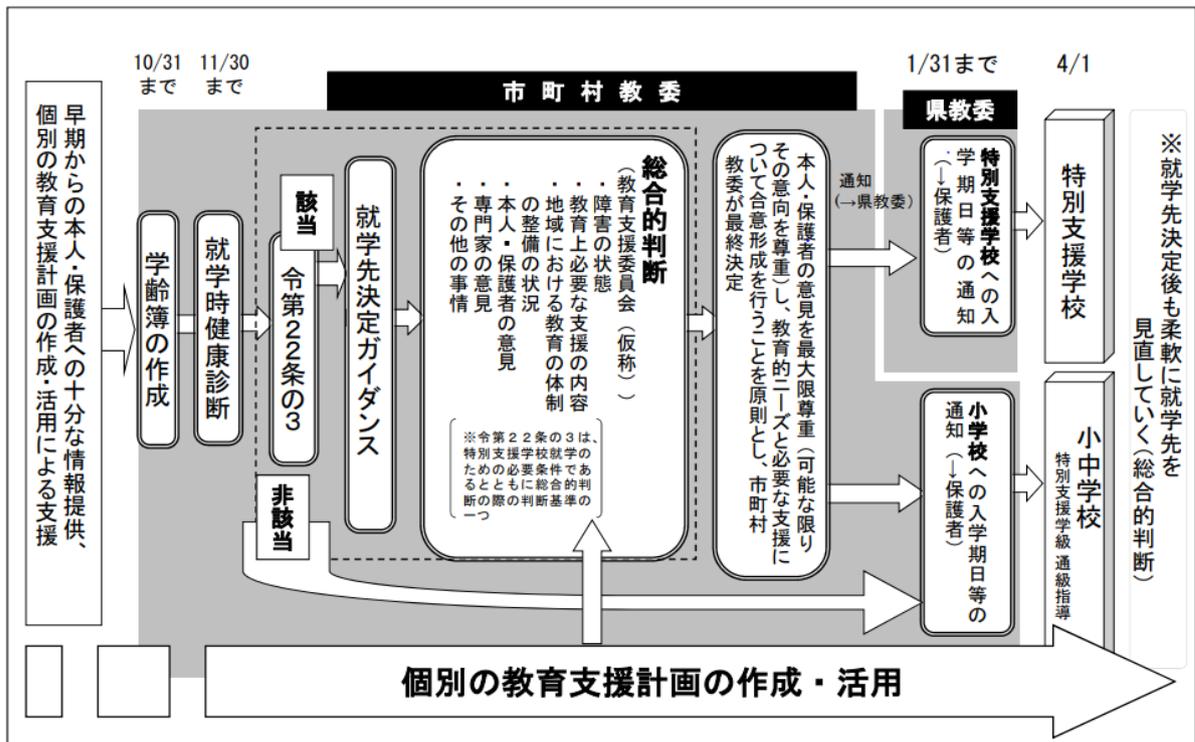
(1) 総合的な判断

市町村教育委員会が就学先を決定するに当たっては、就学相談等で得られた次に示す内容等を踏まえて総合的に判断し、決定します。くれぐれも、発達検査の数値や診断名のみで判断することのないように留意することが大切です。

- ① 子供の実態
 - ・これまでの成育歴
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園、通園施設等での観察（周囲との関わり、行動特性、指示理解、興味・関心等）
 - ・関わっている周囲からの聞き取り
 - ・保護者からの聞き取り
- ② 本人の障害の状態
 - ・障害の種類及び程度
 - ・医療機関での診断や福祉機関での発達検査等
- ③ 地域や学校等の環境整備状況
 - ・地域や学校の受け入れ状況や環境の整備状況
- ④ 保護者や本人の意向や希望
 - ・保護者や本人の将来を見据えた希望や考え
- ⑤ 専門家の意見
 - ・医学、教育関係、心理士等専門家の意見

(2) 就学先の決定

市町村教育委員会は、本人・保護者との就学先についての合意形成を踏まえ、就学相談の中で得られた情報を総合的に判断し、就学先を決定します。



【図2 障害のある児童生徒の就学先決定の流れ ※教育支援資料より】

6 学びの場の柔軟な見直し

就学時に決定した学びの場は、卒業時まで固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達や適応の状況を踏まえて、柔軟に転校できることが法令に定められており、本人や保護者を含め、就学に関わる関係者間で共通理解を図っておく必要があります。そのためには、市町村教育委員会の就学担当の関係者等は、定期的に児童生徒の様子を観察し、教育相談等を行うなどして、関係者の意見を聴取し、状況をつかんでおくことが大切です。

(1) 通常の学級から特別支援学級への在籍異動

通常の学級に在籍している児童生徒について、障害の状態の変化等があり、本人・保護者から特別支援学級への入級希望がある場合、市町村教育委員会の判断により在籍を異動することができます。年度替わりに行う場合がほとんどですが、児童生徒の状況など緊急性のある場合に限り、年度途中での異動も可能です。ただし、児童生徒が状況の変化に戸惑うことのないように、本人・保護者はもちろん、校内で関わっている関係者と連携し、情報を共有しながら慎重に進める必要があります。

(2) 特別支援学級から特別支援学校への転学【IV 就学転学に係る事務手続き15ページ参照】

小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒で、その障害の状態の変化等があり、本人・保護者との合意形成が図られている場合は、特別支援学校へ転学をすることができます。ただし、転学に当たって当該校は、該当児童生徒の実態を踏まえ、転校後に必要となる支援等についても検討することが必要です。この検討にあたっては、該当児童生徒のよりよい学びの場と、そのための支援の在り方等について、就学に関する相談の中で、保護者に情報を提供し、進めることが重要です。また、特別支援学校の学校見学・教育相談を行い、就学先を考える参考とすることも重要です。検討した内容については、校内教育支援委員会等で十分に審議した上で、市町村教育委員会へ転学についての資料を提出することになります。

特別支援学校は、知的、肢体不自由、聴覚、視覚、病弱の障害種別になっているため、主となる障害種によって入学できる学校が異なることに留意する必要があります。また、知的障害特別支援学校には通学区域があり、居住地によって就学する学校が決まっています。

(3) 入院に伴う病弱・肢体不自由特別支援学校への転学【IV 就学転学に係る事務手続き21ページ参照】

市町村教育委員会は、児童生徒の病院への入院に伴う転学については、各小・中学校と情報を共有し、速やかに転学に伴う手続きを行うことが必要です。

※県内の病弱特別支援学校は、併設する病院への入院に伴う転学のみとなっています。

(4) 特別支援学校から地域の小・中学校への転学【IV 就学転学に係る事務手続き16ページ参照】

特別支援学校に在籍している児童生徒で、障害の状態の変化等があり、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情の変化等を勘案して、小・中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると市町村教育委員会が判断した場合について、転学することができます。

IV 就学転学に係る事務手続き

1 新就学（小学1年生）として県立特別支援学校に入学する場合

【就学先の決定に当たっての留意事項】

- 市町村教育委員会は、就学先を決めるに当たって、保護者との就学相談や、地域の小学校又は支援学校見学を行い、保護者や子供自身が就学後のイメージをつかめるように配慮する。
- 就学先としては、特別支援学校、地域の小学校（通常学級、通級による指導、特別支援学級）があることを伝えるとともに、子供の状態に応じて適切な学びの場を選択できるよう、情報を提供する。
- 該当の子供についての状態や教育上必要な支援の内容、地域の学校における教育環境の整備状況、専門家等の意見、本人・保護者の意見等を総合的に判断する。
- 市町村教育委員会は、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定する。

【手続きの手順】

(1) 認定特別支援学校就学者（特別支援学校への就学者）の通知

市町村教育委員会は、翌年4月に県立特別支援学校への就学が適切であると考えられる幼児の氏名等について県教育委員会に通知するとともに、必要な書類を送付する。（下記No.①②③④）

（学校教育法施行令第11条第1項、第2項）

(2) 新就学の通知

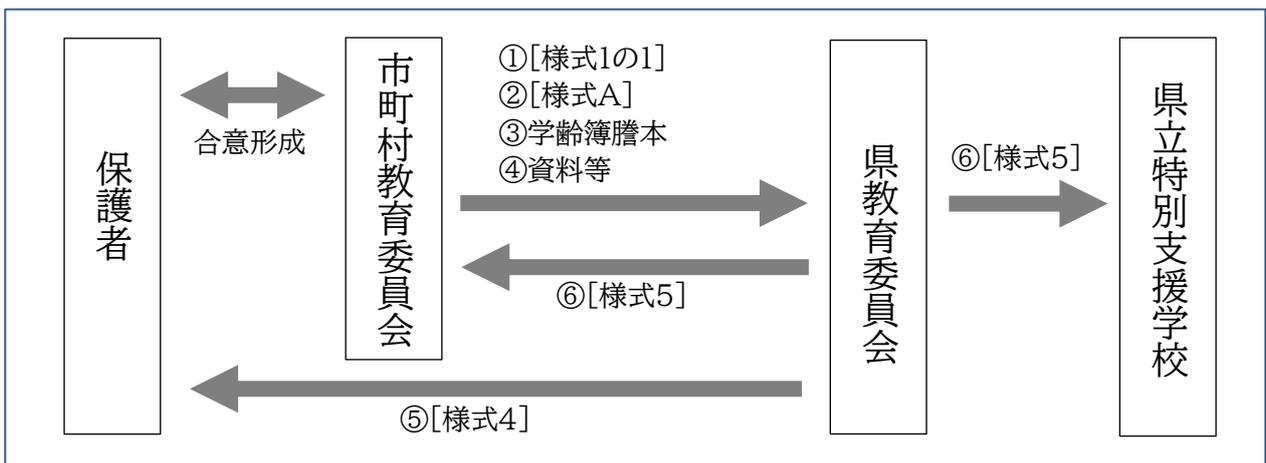
県教育委員会は、1月31日までに新入学者の保護者に対し、就学させるべき県立特別支援学校の入学期日を通知する。また、新入学者の保護者への通知と同時に当該児童を就学させるべき県立特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する。（下記No.⑤⑥）

（学校教育法施行令第14条、第15条）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	特別支援学校への就学について[様式1の1]	市町村教育委員会	県教育委員会
②	就学支援票(新就学)[様式A]		
③	学齢簿謄本		
④	障害の程度を判断するのに参考となるもの (相談様式1、2、又は各市町村教委の相談様式。その他療育手帳や身体障害者手帳の写し等)		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校

【手続きの流れ】



2 小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合

小・中学校に在籍している児童生徒が、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になった場合。また、小・中学校に在籍している児童生徒の障害の状態の変化等があり、県立特別支援学校への就学が適当と判断された場合。

【手続きの手順】

(1) 市町村教育委員会への通知

市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校に在学する学齢児童生徒で、県立特別支援学校への就学が適当と判断された場合、その児童生徒が在籍する学校長は、市町村教育委員会にその旨を通知する。なお、判断に当たっては、保護者と面談を重ね、校内就学支援委員会等で十分に審議をして決定する。(下記 No.①) (学校教育法施行令第12条第1項)

(2) 県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、(1)の通知をうけた学齢児童生徒のうち、県立特別支援学校へ就学することが適当であると認めるものについて、県教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、必要書類を送付する。(下記 No.①②③④) (学校教育法施行令第12条第2項及び第11条の2)

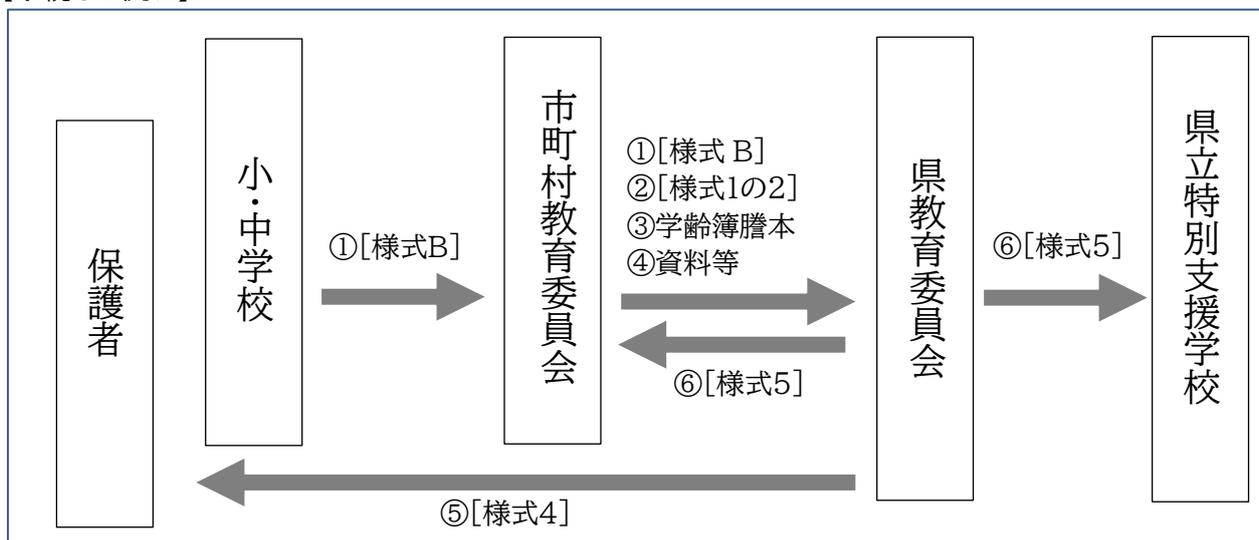
(3) 保護者、市町村教育委員会、県立特別支援学校への就学通知

県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長に対し、就学させるべき特別支援学校の指定及び入学期日を通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14条及び第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	就学支援票(転学用)[様式B]	小・中学校	市町村教委経由県教委
②	特別支援学校への就学について[様式1の2]	市町村教育委員会 ※相談様式2は学校記入可	県教育委員会
③	学齢簿謄本		
④	障害の程度を判断するのに参考となるもの(相談様式1、2、又は各市町村教委の相談様式。その他療育手帳や身体障害者手帳の写し等)		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



3 県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合

県立特別支援学校に在学する児童生徒で、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化により、小・中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると判断した児童生徒が転学する場合。

【手続きの手順】

(1) 県立特別支援学校長から県教委への通知

該当児童生徒について、当該学校長から県教育委員会にその旨を通知する。なお判断に当たっては、校内就学支援委員会等で十分に審議をして決定する。(下記 No.①②③)(学校教育法施行令第6条の3第1項)

(2) 県教育委員会から市町村教育委員会への通知

県立特別支援学校長からの通知を受けて、県教育委員会は、市町村教育委員会にその旨を通知する。(下記 No.④) (学校教育法施行令第6条の3第2項)

(3) 児童生徒の就学先の決定の通知

イ 市町村教育委員会が、小・中学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・市町村教育委員会は、保護者に小・中学校への入学期日等を通知する。
- ・市町村教育委員会は、就学させるべき小・中学校長に氏名及び入学期日を通知する。(下記 No.⑤) (学校教育法施行令第7条)
- ・市町村教育委員会は、県教育委員会に転入学通知の写しを添えて、転入学先を通知する。(下記 No.⑥、No.⑤の写し)
- ・保護者は、県立特別支援学校長に退学を届け出る。(下記 No.⑨)

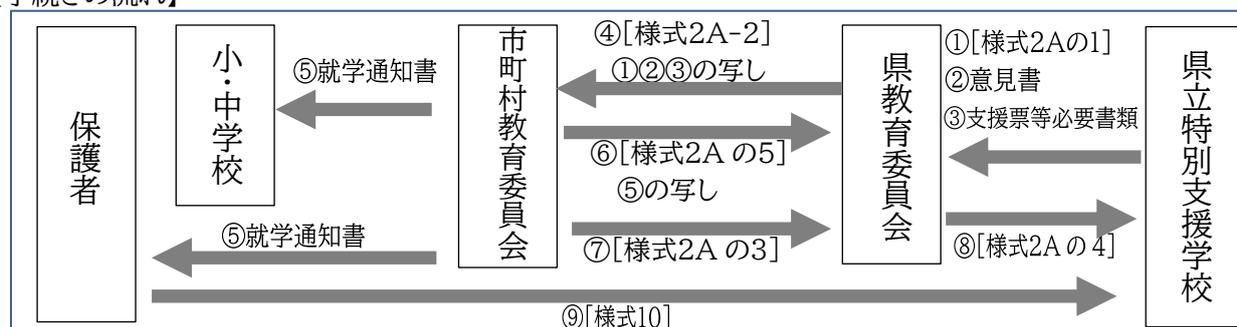
ロ 市町村教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・市町村教育委員会は、県教育委員会にその旨を通知する。(下記 No.⑦)
- ・県教育委員会は、当該県立特別支援学校長にその旨を通知する。(下記 No.⑧) (学校教育法施行令第6条の3第3項、4項)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	小・中学校に就学することが適当であると思料する学齢児童生徒について[様式2Aの1]	県立特別支援学校	県教育委員会
②	校長意見書		
③	就学支援票(転学用)[様式B]他必要資料		
④	認定特別支援学校就学者でないと思料する者について[様式2Aの2]	県教育委員会	市町村教育委員会教育長
⑤	就学通知書	市町村教育委員会	小・中学校長、保護者
⑥	児童生徒の就学先について[様式2Aの5]	市町村教育委員会	県教育委員会教育長
⑦	児童生徒の就学先について[様式2Aの3]		
⑧	児童生徒の就学先について[様式2Aの4]	県教育委員会	県立特別支援学校長
⑨	退学届[様式10]	保護者	県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



4 県立特別支援学校間で転学する場合

(同じ障害種の県立特別支援学校間での転学)

【手続きの手順】

(1) 転学を要する児童生徒についての通知

県立特別支援学校長は、当該学校在籍の学齢児童生徒の保護者が、転居又はその他の理由により他の県立特別支援学校への転学を願い出た場合は、その旨を県教育委員会に通知する。(下記 No.①②③④⑤)
(学校教育法施行令第11条の3)

(2) 県教育委員会からの入学期日等の通知

県教育委員会は、その保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.⑥⑦)
(学校教育法施行令第16条)

(3) 学齢簿の加除修正

市町村教育委員会は、学齢簿の加除修正を行い、県教育委員会へ通知する。(下記 No.⑧)
(学校教育法施行令第11条の3)

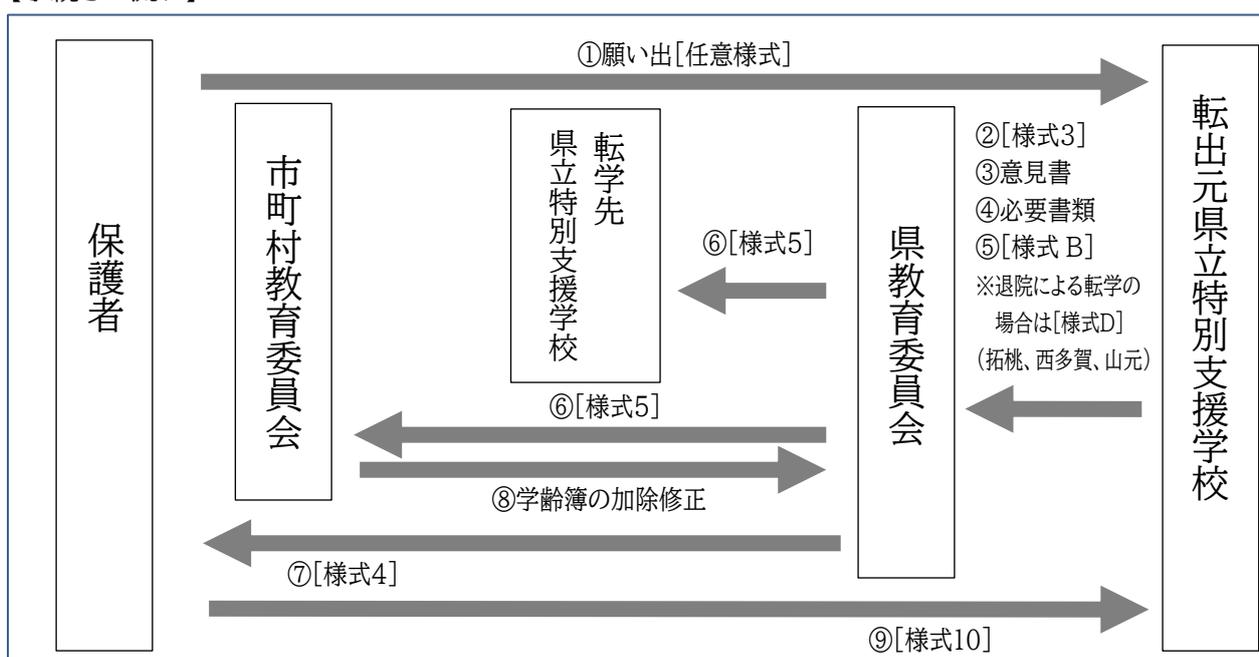
(4) 退学の届け出

保護者は、転出元の特別支援学校に退学を届け出る。(下記 No.⑨)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出 [任意様式]	保護者	転出元県立特別支援学校長
②	特別支援学校への転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	意見書 [任意様式]		
④	必要に応じて転学等に必要資料・手帳の写し等		
⑤	就学支援票(転学用)[様式B] ※退院による転学は[様式D]		
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑦	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑧	学齢簿の加除修正 [任意様式]	市町村教委	県教育委員会
⑨	退学届[様式10]	保護者	転出元県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



※転学手続きと並行して「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」等の引継ぎを行い、転学後の学習が円滑に進むようにする。

5 他都道府県からの転居により特別支援学校に入学する場合

【手続きの手順】

(1) 県教育委員会への通知

保護者から転居先市町村へ転居届が提出されたら、転居先市町村教育委員会は、県教育委員会に県立特別支援学校への就学についての通知をする。併せて、就学支援票、学齢簿謄本、必要に応じて障害の状態が分かる資料等を提出する。(下記No.①②③④⑤) (学校教育法施行令第11条)

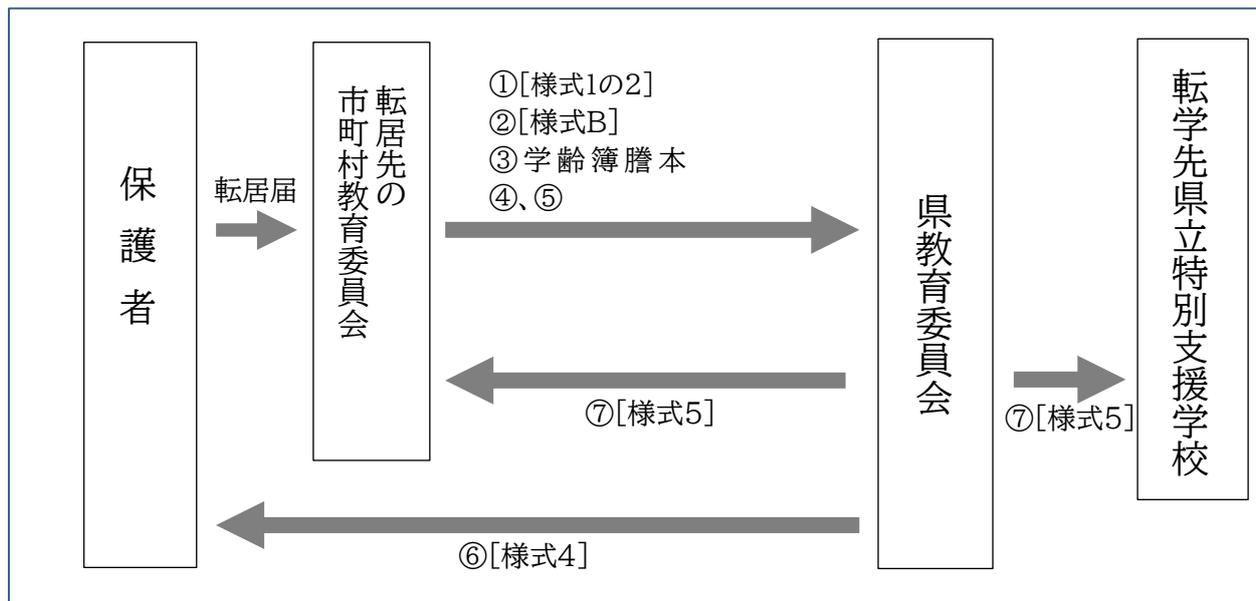
(2) 県教育委員会から入学期日等の通知

県教育委員会は(1)を受けて、保護者に児童生徒の入学通知書、市町村教委・入学先県立特別支援学校宛てに入学期日等を通知する。(No.⑥⑦) (学校教育法施行令第14条、第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	特別支援学校への就学について[様式1の2]	転居先市町村教育委員会 ⑤については、転居元から取り寄せ等	県教育委員会
②	就学支援票(転学用)[様式B]		
③	学齢簿謄本		
④	必要に応じて障害の状態が分かる資料等		
⑤	必要に応じて転居前の市町村教育委員会の資料 ※[様式B]以外のものでも可		
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長

【手続きの流れ】



※ 各市町村教育委員会は、転居してくる児童生徒の情報が入った時点で転出先の教育委員会と連絡を取り合い、就学相談の記録等の情報交換を始め、できるだけ円滑に転学できるようにすること。

※ 他県では独自の相談票等を使っている場合があるので、必要に応じて写しなどで教育相談票の一部を替えることも可とする。

6 他都道府県の特別支援学校に区域外就学する場合 (施設への入所等により児童生徒のみ居住を移す場合等)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの区域外就学の届け出

保護者は、転学希望先の他都道府県教育委員会へ区域外就学を願い出る。それに対して、他都道府県教育委員会から保護者宛てに出された承諾書をもって、その旨を居住する市町村教育委員会へ届け出る。該当児童の就学先の判断がされる前に区域外就学の届け出があった場合は、それ以降の市町村教育委員会の手続きは行わない。

(下記No.①②) (学校教育法施行令第17条)

(2) 市町村教育委員会から県教育委員会への区域外就学の通知

市町村教育委員会は、区域外就学等の届け出があったときは、県教育委員会に通知する。

(下記NO. ②③)

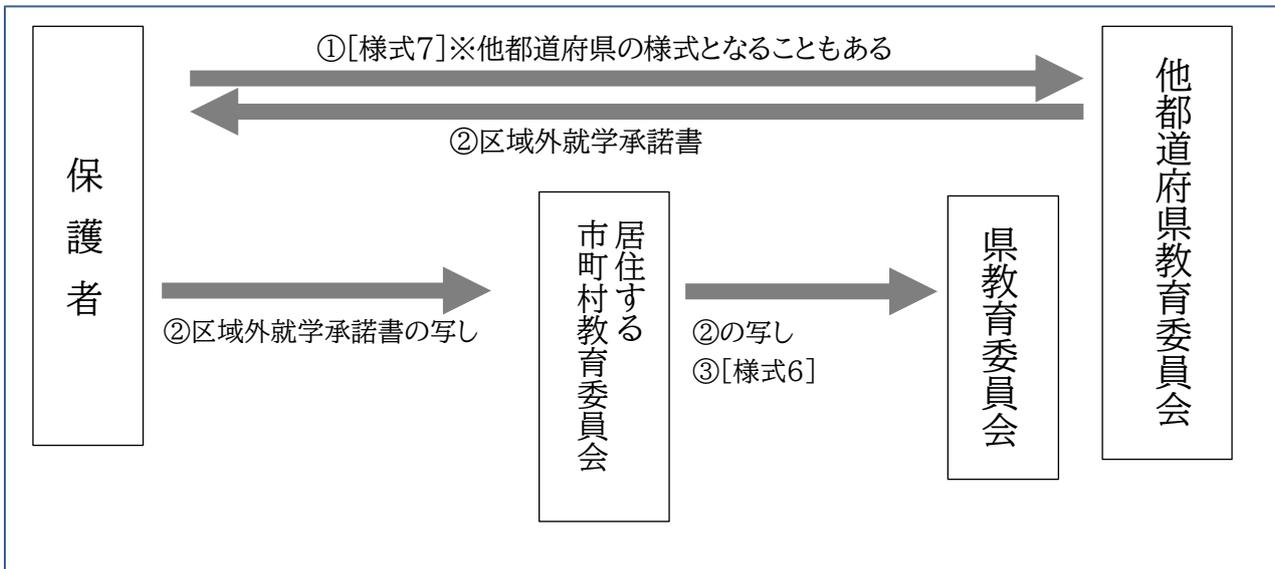
(学校教育法施行令第13条の2)

※ 但し、該当児童生徒が、認定特別支援学校就学者として通知された後の場合のみ、この手続きを行う。

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	区域外就学願書 [様式7]	保護者	他都道府県教育委員会
②	区域外就学承諾書	他都道府県教育委員会	保護者
③	区域外就学について(通知)[様式6]	市町村教育委員会	県教育委員会

【手続きの流れ】



※ 他県では独自の区域外就学願書を使っている場合があるので、区域外就学を願い出たとき確認すること。

7 入院により県立特別支援学校から拓桃、西多賀、山元支援学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

(1) 転学を要する児童生徒についての通知

県立特別支援学校長は、保護者から入院により他の県立特別支援学校へ転学の願い出があった場合は、その旨を県教育委員会に通知する。(下記 No.①②③④) (学校教育法施行令第11条の3)

(2) 県教育委員会からの入学期日等の通知

県教育委員会は、該当の学齢児童生徒の保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14、16条)

(3) 転入の報告

転学先の県立特別支援学校長は、県教育委員会に該当児童生徒の入院通知(入院診療計画書)を添えて、転入の報告を行う。(下記 No.⑦)

(4) 学齢簿の加除修正

市町村教育委員会は、学齢簿の加除修正を行い県教育委員会へ通知する。(下記 No.⑧)(学校教育法施行令第11条の3)

(5) 退学の届け出

保護者は、転出元の県立特別支援学校に退学を届け出る。(下記 No.⑨)

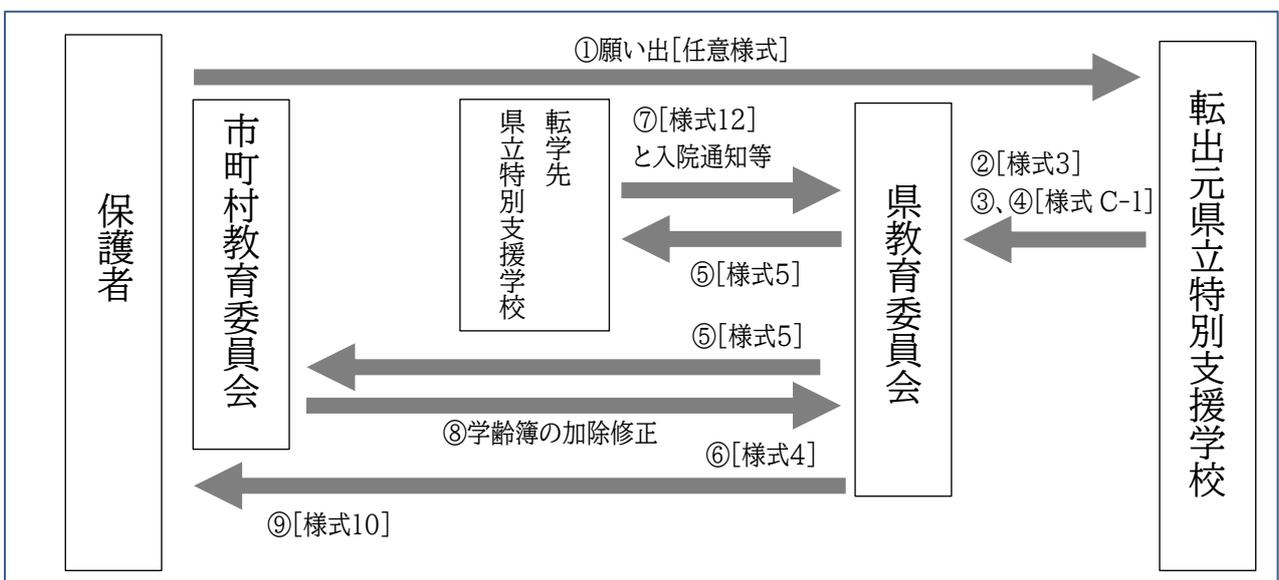
【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出[任意様式]	保護者	転出元特別支援学校長
②	特別支援学校への転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	資料(入院・治療計画書等)		
④	就学支援票(入院による転学用)[様式 C-1]		
⑤	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	入院通知(入院診療計画書)及び[様式12]	転学先県立特別支援学校	県教育委員会
⑧	学齢簿の加除修正 [任意様式]	市町村教委	保護者
⑨	退学届[様式10]	保護者	転出元県立特別支援学校長

※拓桃支援学校への転学の場合、こども病院「本館」又は「拓桃館」へ入院・入所するに当たり、内科的な治療目的は「病弱」が主障害となり、外科的治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。なお、県立特別支援学校から入院のための転学の場合は、就学支援票[様式 C-1]となり、実態把握のための相談様式2は必要な場合のみとし、就学支援票に転学の理由を記載するため校長意見書は不要とする。

※症状によって入院が1・2ヶ月の場合もあるので、報告はできるだけ早く行うことが望ましい。

【手続きの流れ】



8 入院により小・中学校から県立特別支援学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

(1) 市町村教育委員会への通知

市町村の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校に在学する学齢児童生徒で、入院により県立特別支援学校(拓桃、西多賀、山元)への就学が適当と判断された場合は、その該当学校長は、市町村教育委員会にその旨を通知する。(下記No.①) (学校教育法施行令第12条第1項)

(2) 県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、(1)の通知をうけた学齢児童生徒のうち、県立特別支援学校へ就学することが適当であると認めるものについて、県教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、必要書類を送付する。(下記No.①②③④) (学校教育法施行令第12条第2項及び第11条の2)

(3) 県立特別支援学校への就学通知

県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長に対し、就学させるべき県立特別支援学校の入学期日を通知する。(下記No.⑤⑥) (学校教育法施行令第14条及び第15条)

(4) 転入先特別支援学校から転入の報告

転入先県立特別支援学校長は、[様式12]及び入院通知(入院診療計画書等)をもって県教育委員会に児童生徒の転入を報告する。(下記No.⑦)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

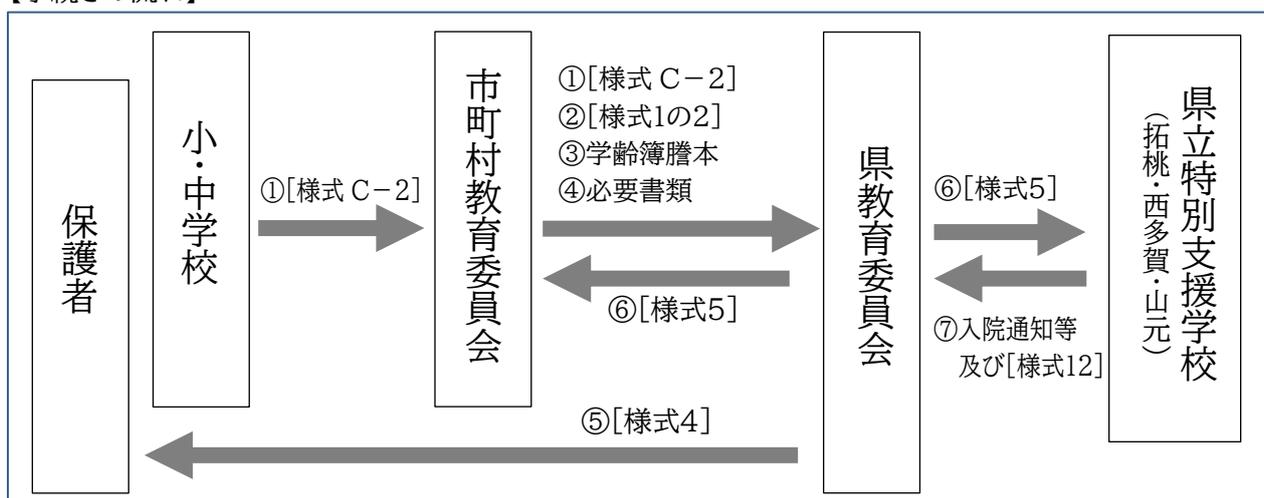
No.	提出書類	作成者	通知先
①	就学支援票(入院等による転学)[様式C-2]	小・中学校	市町村教委經由県教委
②	特別支援学校への就学について[様式1の2]	市町村教育委員会	県教育委員会
③	学齢簿謄本		
④	必要に応じて診断書等必要な書類		
⑤	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑥	児童生徒の入学期日等について[様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 県立特別支援学校長
⑦	入院通知(入院診療計画書等)及び[様式12]	転学先県立特別支援学校	県教育委員会

※入院に伴う転学のため教育相談票は[様式C-2]を用いる。

※拓桃支援学校への転学の場合、こども病院「本館」又は「拓桃館」へ入院・入所するに当たり、内科的な治療目的の場合は「病弱」が主障害となり、外科的治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。

※症状によって入院が1・2ヶ月の場合もあるので、報告はできるだけ早く行うことが望ましい。

【手続きの流れ】



9 退院により県立特別支援学校から小・中学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院からの退院による転学)

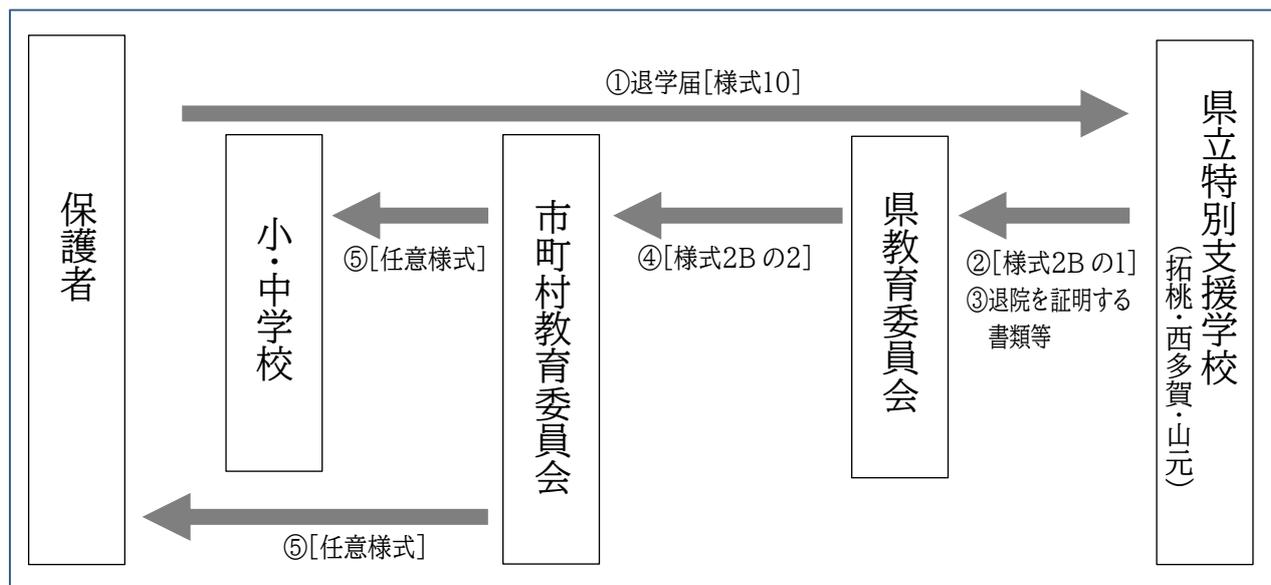
【手続きの手順】

- (1) 保護者からの退学届の提出
保護者は、県立特別支援学校長宛てに退学届を提出する。(下記 No.①)
- (2) 県教育委員会への通知
当該県立特別支援学校(拓桃、西多賀、山元支援)の校長は、県教育委員会に小中学校への転学通知と退院を証明する書類等をもって、その旨を通知する。(下記 No.②③) (学校教育法施行令6条の2第1項)
- (3) 市町村教育委員会への通知
県教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、住所の存する市町村教育委員会に対しその旨を通知する。(下記 No.④) (学校教育法施行令第6条の2第2項)
- (4) 小中学校への就学通知
市町村教育委員会は、(2)の通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、就学すべき小・中学校の指定及び入学期日を通知する。また、就学させるべき小・中学校の校長に対し、就学通知をする。(下記 No.⑤) (学校教育法施行令第5条、第6条、第7条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	県立特別支援学校長
②	小・中学校への転学について[様式2Bの1]	県立特別支援学校	県教育委員会
③	退院を証明する書類等		
④	小・中学校への転学について[様式2Bの2]	県教育委員会	市町村教育委員会
⑤	児童生徒の入学期日等について[任意様式]	市町村教育委員会	小・中学校長

【手続きの流れ】



10 入院により他都道府県の小中学校から県立特別支援学校に転学する場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院への入院による転学)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの区域外就学の届け出

保護者は、居住する市町村教育委員会へ区域外就学の連絡をする。併せて、転学先の県立特別支援学校に県教育委員会宛ての区域外就学願書を提出する。(下記 No.①) (学校教育法施行令第17条)

(2) 県教育委員会への転入の報告

転学先県立特別支援学校は、県教委へ該当児童生徒の転入の報告をする。併せて、保護者から提出された区域外就学願書と入院証明等を提出する。(下記 NO.①②③)

(3) 他県市町村教育委員会から区域外就学の通知

他県市町村教育委員会から県教育委員会へ区域外就学を通知する。(下記 No.④)

(4) 県教育委員会からの就学の通知

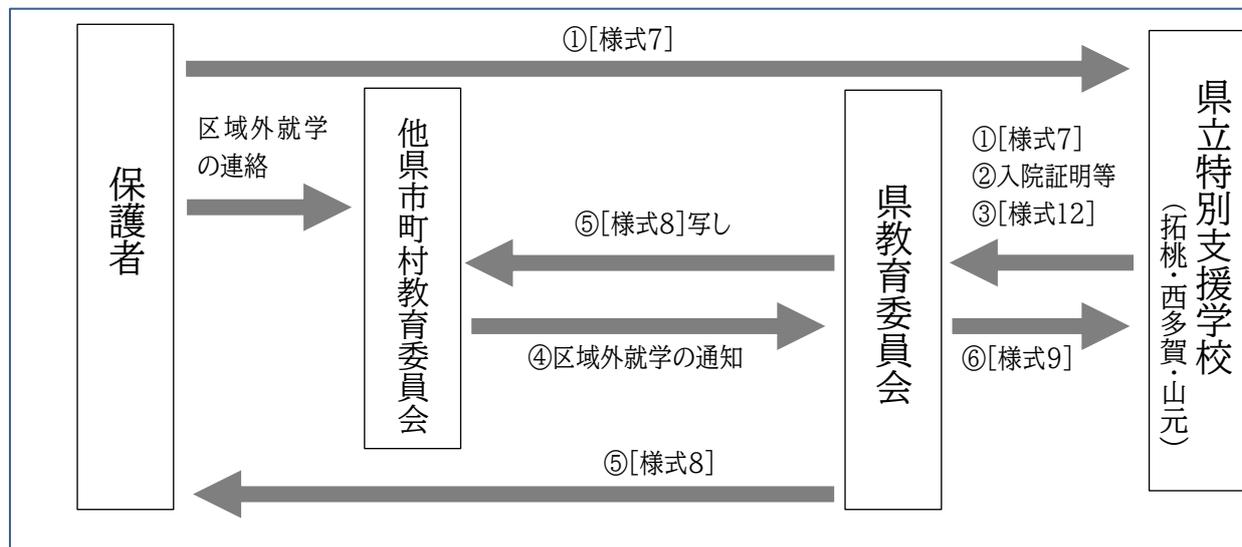
県教育委員会から、保護者に区域外就学承諾書、他県市町村教育委員会と転学先県立特別支援学校へ入学期日等について通知する。(下記 No.⑤⑥) (学校教育法施行令第15条)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	区域外就学願書[様式7]	保護者	転学希望先特別支援学校 経由 県教育委員会
②	入院証明(入院診療計画書等)	転学先特別支援学校	県教育委員会
③	児童生徒の転入について[様式12]		
④	区域外就学の通知[任意様式]	他県市町村教育委員会	県教育委員会
⑤	区域外就学承諾書[様式8]	県教育委員会	保護者
⑥	区域外から就学する児童生徒等の入学期日等について[様式9]	県教育委員会	県立特別支援学校長

※ 拓桃支援学校への転学の場合、こども病院「本館」又は、「拓桃館」へ入院・入所するに当たり、内科的な治療目的の場合は「病弱」が主障害となり、外科的な治療目的の場合は「肢体不自由」が主障害となる。

【手続きの流れ】



1 1 退院により他都道府県の前籍校へ戻る場合 (こども病院、仙台西多賀病院、宮城病院の退院により区域外就学を終了する場合)

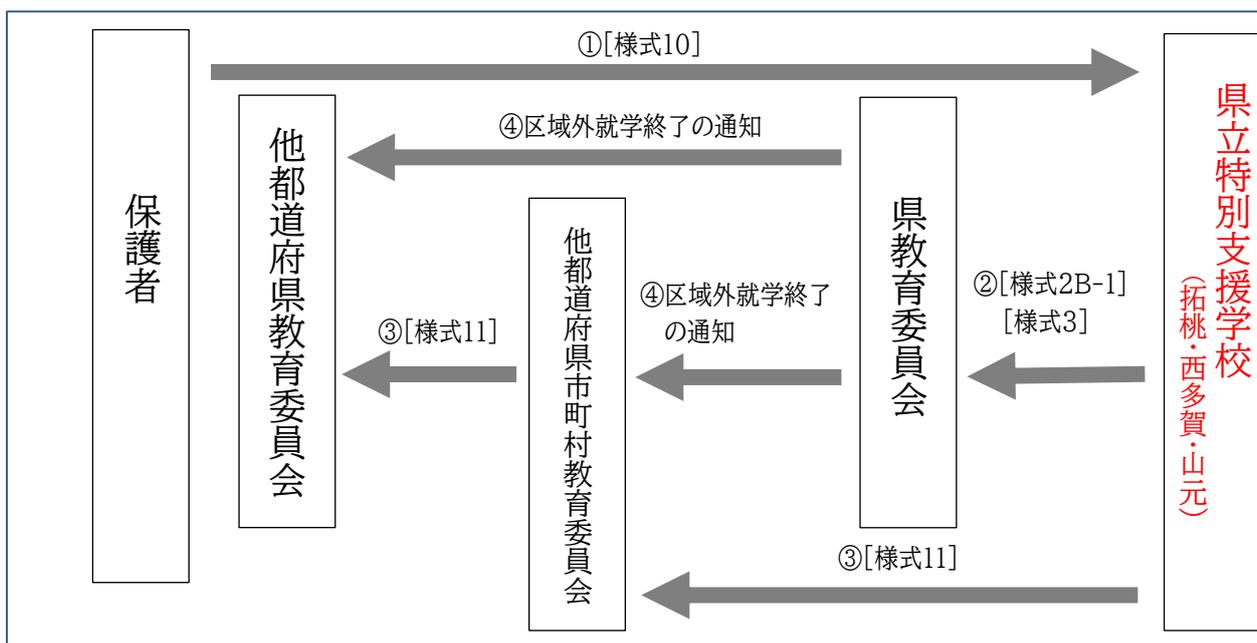
【手続きの手順】

- (1) 保護者からの退学の届け出
保護者は在籍する県立特別支援学校に退学届を提出する。(下記 No.①)
- (2) 在学する県立特別支援学校から県教育委員会と市町村教育委員会への通知
 - ・ 県立特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、退院により(治療の終了)障害者等でなくなったとき、在学する県立特別支援学校長は県教育委員会に通知する。(下記 No.②)
(学校教育法施行令第6条の2)
 - ・ 県立特別支援学校の小学部、中学部の全課程を修了する前に退学したときは、県立特別支援学校長は居住する市町村教育委員会に通知する。(下記 No.③) (学校教育法施行令第 18 条)
 - ※ 市町村教育委員会は、他都道府県教育委員会へその旨を通知する。(下記 No.③)
- (3) 県教育委員会から市町村教育委員会、他都道府県教育委員会への通知
県教育委員会は、居住する市町村教育委員会と他都道府県教育委員会へ児童生徒名と障害者等でなくなった旨を通知し、区域外就学が終了したことを通知する。(下記 No.④)
(学校教育法施行令第6条の2第2項)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	特別支援学校
②	小・中学校への転学について[様式2Bの1] 児童生徒の転学について[様式3]	転出元県立特別支援学校	県教育委員会
③	退学について(通知)[様式11]	転出元県立特別支援学校	他都道府県教育委員会 市町村教育委員会
④	区域外就学終了(通知)	県教育委員会	他都道府県教育委員会 市町村教育委員会

【手続きの流れ】



12 学齢児童生徒が国・市立の特別支援学校に入学する場合 (宮城教育大学附属特別支援学校、仙台市立鶴谷特別支援学校へ入学する場合)

【手続きの手順】

(1) 県立以外の特別支援学校への就学の願い出

保護者は、その特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者に就学を願い出て、就学の承諾を得る。(下記 No.①②)

(2) 保護者が住所のある市町村教育委員会に届け出

市町村教育委員会に区域外就学等について[様式6]と入学する特別支援学校からの承諾書を提出する。(下記 No.②③) (学校教育法施行令第17条)

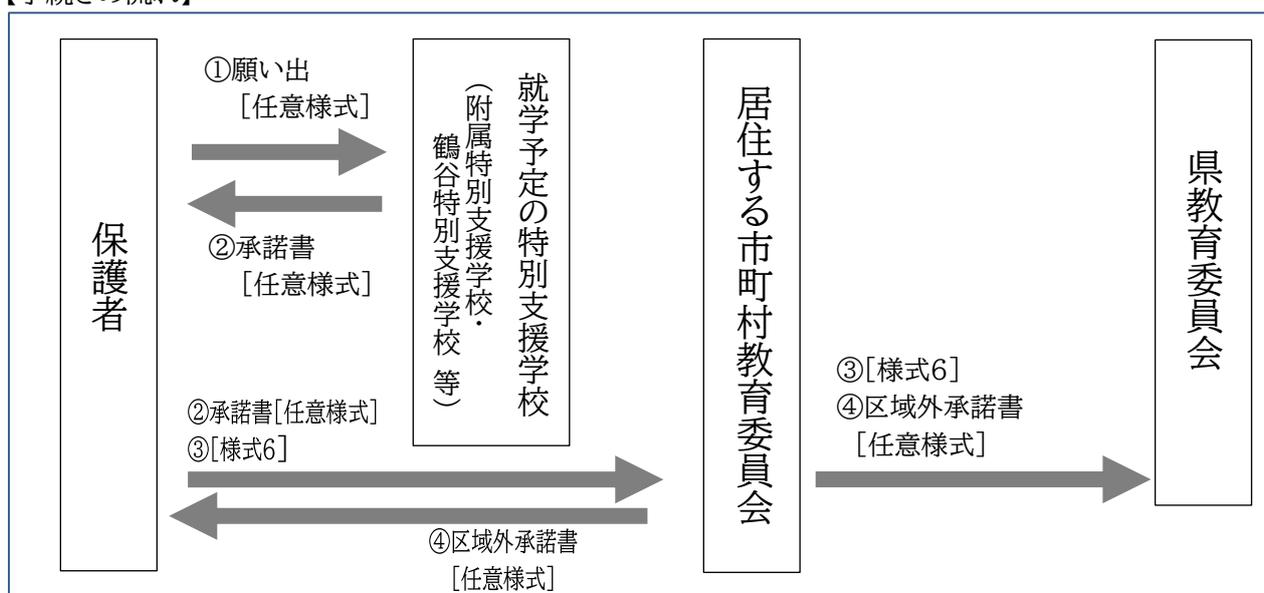
(3) 区域外承諾書の通知

市町村教育委員会は、保護者から区域外就学等の届け出があったときは、県教育委員会にその旨を通知する。(保護者から提出のあった[様式6]と保護者に通知する区域外承諾書を県教委に提出する)
(下記 No.③④) (学校教育法施行令第13条の2)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	願い出[任意様式]	保護者(権限者様式)	就学を承諾する権限者
②	承諾書[任意様式]	就学を承諾する権限者	保護者
③	区域外就学等について[様式6]	保護者	市町村教育委員会 (県教育委員会へ)
④	区域外承諾書 [市町村教委の任意様式]	市町村教育委員会	県教育委員会 保護者

【手続きの流れ】



※市町村教育委員会は就学相談時などに事前に情報収集に努め、円滑に就学できるよう調整する。

13 国立・市立特別支援学校から転学する場合 (入院転学以外の理由の場合)

【手続きの手順】

(1) 保護者からの退学届けの提出

保護者から退学元特別支援学校長宛てに退学を届け出る。(下記 No.①)

(2) 在学する特別支援学校から市町村教育委員会への通知

国立、市立特別支援学校(宮教大附属、鶴谷特別支援学校)に在籍する児童生徒で、小学部、中学部の全課程を修了する前に退学したときは、特別支援学校長は学齢児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知する。(下記 No.②③④) (学校教育法施行令第18条)

(3) 転学通知

市町村教育委員会は、保護者が県立特別支援学校への転学を願い出た場合は、その旨を県教育委員会に通知する。この場合において、県教育委員会は、相当と認めた場合は、速やかにその保護者、市町村教育委員会及び新たに指定した県立特別支援学校長に対し、その旨を通知する。(下記 No.②⑤⑥) (学校教育法施行令第11条の3、第16条)

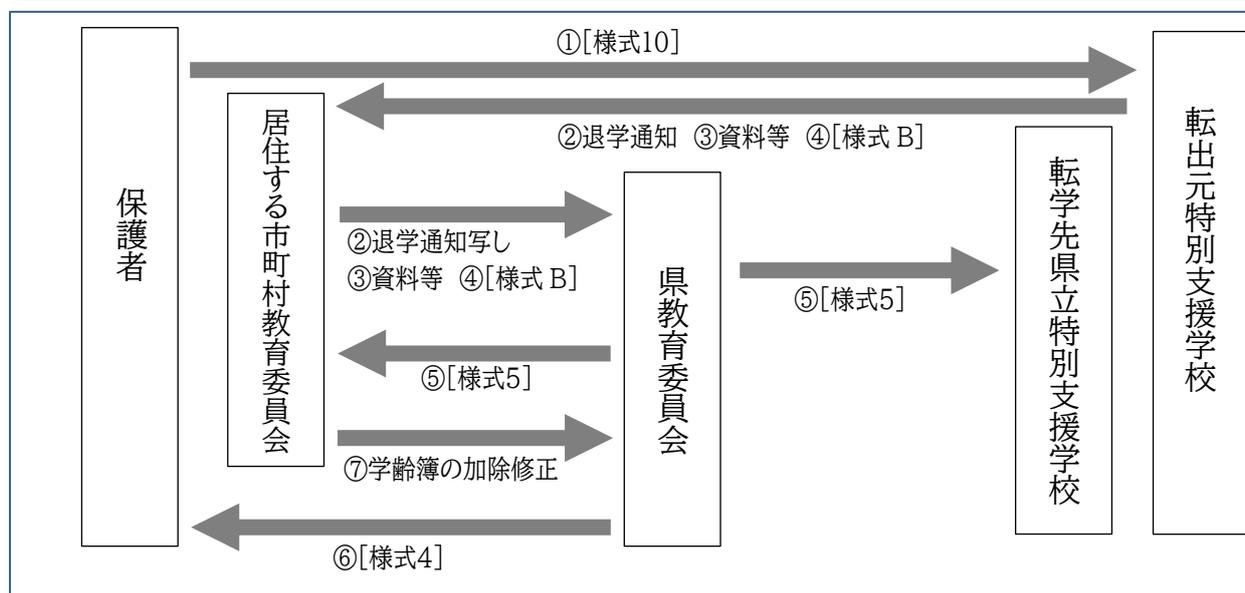
(4) 学齢簿の加除修正

市町村教育委員会は該当児童生徒の学齢簿の加除修正を行う。(下記 No.⑦)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	提出書類	作成者	通知先
①	退学届[様式10]	保護者	転出元特別支援学校長
②	退学通知 ※原本は市町村教委保管	転出元特別支援学校長	市町村教育委員会経由 県教育委員会
③	必要に応じて転学等に必要資料 ・手帳の写し等	転出元特別支援学校	県教育委員会
④	就学支援票(転学用)[様式B]		
⑤	児童生徒の入学期日等について [様式5]	県教育委員会	市町村教育委員会 転学先県立特別支援学校長
⑥	入学通知書[様式4]	県教育委員会	保護者
⑦	学齢簿の加除修正 ※任意様式	市町村委員会	県教育委員会

【手続きの流れ】



14 就学義務の猶予又は免除者の手続き

就学義務の猶予又は免除については、学校教育法第18条の規定による。

○就学猶予・免除の対象となり得る者

- (1) 病弱で就学困難と認められる者
- (2) 発育不完全で就学困難と認められる者
- (3) その他やむを得ない事由のために就学困難と認められる者

○就学猶予・免除の手続き(学校教育法施行規則第34条)

- (1) 学齢児童生徒について、保護者の就学させる義務の猶予・免除の許可を受けるため、保護者は市町村の教育委員会に願い出る。
- (2) 願い出る場合には、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る証明書を添える。
- (3) 願い出を受けた市町村の教育委員会は、市町村の教育支援委員会の意見を聞くなどして、慎重な審議を行い、その可否について判断をする。

○就学猶予・免除の介助者の編入学年

就学猶予・免除の理由が解消して小学校または中学校、特別支援学校等に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、年齢相当の学年に編入することができる。

(学校教育法施行規則第35条)

ただし、中学校相当の年齢の場合、小学校を卒業しない者は中学校に入学できない。

※小学校等の課程を修了した日の翌日以降の最初の学年の始めから中学校等に就学させる。

(学校教育法第17条第2項)

15 学齢簿の加除修正があった場合

市町村教育委員会は、県立特別支援学校に在籍する児童生徒について、学齢簿の加除修正の通知があった場合は、その旨を学齢簿謄本を添えて宮城県教育委員会に通知する。[様式13]

(学校教育法施行令第3条、13条)

県教育委員会は、学齢簿の写しを該当生徒の在籍する県立特別支援学校校長宛に通知する。

V 障害の種類と学びの場

1 視覚障害

(1) 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。視機能が低下していても、それが何らかの方法で、あるいは短期間に回復する場合は視覚障害とは言いません。視機能としては、視力の他に視野、色覚、光覚などの機能が含まれます。よって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などを言います。(明順応障害と暗順応障害を合わせて光覚障害と言う場合もある)

教育上特別な支援や配慮を必要とする視覚障害には、両眼ともに視機能が低下していること、現状以上の視機能の回復が望めないことという条件が伴うことに留意する必要があります。

(2) 視覚障害のある子供の教育の場

視覚障害のある子供の教育の場としては、視覚による認識機能などの状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 視覚支援学校

宮城県内には、視覚障害特別支援学校が1校あり、小・中・高等部、専攻科が設置され、一貫した教育が行われています。高等部には、保健医療科、専攻科には保健医療科と理療科が設置されており、特色ある職業教育が行われています。教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。なお、知的障害が重複する場合は実態に応じた指導を行っています。

点字を使用している児童・生徒は、点字用教科書や触察教材、音声を伝達する機器などを使用して触覚や聴覚等を活用した学習を行っています。通常の文字を使用している児童・生徒は、拡大教科書を使用して学習を行っています。

ロ 特別支援学級

弱視特別支援学級は、小・中学校に設置されています。教育課程や支援の内容については、視覚支援学校と同様です。特別支援学級が、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行う場合は、弱視児童生徒の環境把握やコミュニケーションの特性に配慮した支援を行うよう校内で情報を共有する必要があります。

ハ 通級による指導

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等視覚による認識が困難な状態の者で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

ニ 通常の学級における指導

弱視のある子供が通常の学級で学ぶ場合は、子供の障害の状況を的確に把握して、視覚による認知の不十分さを補うような支援を行う必要があります。子供自身が見えにくさから活動に消極的にならないような環境を作ることが大切です。

2 聴覚障害

(1)聴覚障害とは

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。聴覚器官のどの部位に障害があるかによって、伝音性の聴覚障害と感音性の聴覚障害に分けられます。一般的に、伝音性の聴覚障害は音が小さく聞こえるだけですが、感音性の聴覚障害は音が小さく聞こえるだけでなく、音がひずんで聞こえることも多くあります。

障害の程度には、かすかな音や言葉を聴き取るのに不自由を感じても日常生活にはほとんど支障がないものから身近な音や言葉が全く聞こえないものまであり、聞こえの程度は、軽度難聴(25～40デシベル)、中等度難聴(40～60デシベル)、高度難聴(60～90デシベル)、最重度難聴(90デシベル以上)に分けられます。

(2)聴覚障害のある子供の教育の場

聴覚障害のある子供の教育の場としては、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 聴覚支援学校

宮城県内には、聴覚支援学校が1校(仙台校)と、その分校の小牛田校があります。仙台校には、幼稚部、小・中・高等部、専攻科が、小牛田校には幼稚部、小学部が設置されています。高等部には、工業技術科、生活デザイン科(令和6年度入学生より)、専攻科には、産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科が設置され、専門的な職業教育が行われています。

教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。自立活動の学習においては、聴覚障害による学習上又は生活上の困難さを克服し、自立を図るために必要な知識・技能を身に付けられるようになることをねらいとして指導を行っています。また、知的障害が重複する場合は、実態に応じた指導を行っています。

ロ 特別支援学級

難聴特別支援学級は、主として音声言語(話し言葉)の受容・表出(聞くことや話すこと)についての指導を行っており、通常の教育課程の内容で学習が進められる児童生徒が対象となります。

ハ 通級による指導

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態のもので、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

ニ 通常の学級における指導

通常の教室での座席位置、授業の際の教師の話し方などの工夫により、話し言葉によるコミュニケーションの円滑化を図り、子供が意欲的に学習に取り組めるように配慮することが大切です。

3 知的障害

(1)知的障害とは

知的障害とは、同年代の子供と比べて、認知や言語に関わる知的機能の遅れと他人との意思疎通、日常生活や社会生活などについての適応能力の遅れがあり、特別な支援や配慮が必要な状態をいいます。知的障害の状態については、知的機能、身辺自立、社会生活能力、運動機能、身体的状況等について、日常生活の観察や発達検査、医師の診断等により把握します。

(2)知的障害のある子供の教育の場

知的障害のある子供の教育の場としては、知的機能の発達、コミュニケーション能力、社会生活への適応能力等の状況を総合的に判断して、決定することが必要です。

イ 特別支援学校(知的障害)

宮城県内には、知的障害特別支援学校が18校(令和6年度現在、県立14校、国立1校、仙台市立1校、私立2校)あり、そのうち小・中・高等部を設置する学校は13校、高等部のみ設置する学校は5校あります。指導内容は、それぞれ小・中学校又は高等学校の各教科等に準じており、加えて自立活動の指導が行われます。しかし、知的障害のある子供の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいという特徴があります。そのため、特別支援学校では日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習といった各教科等を合わせた指導として教育課程を編成し、指導している場合が多く見られます。

各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	衣服の着脱、排せつ、食事等の基本的な生活習慣の内容で、挨拶やきまりを守ることなど生活上の基本的な内容を扱う。
	遊びの指導	遊びを学習活動の中心に据え、身体活動、周囲との関わりなどが促されるよう教材や活動場所を工夫して行うもので、小学部低中学年で扱うことが多い。
	生活単元学習	運動会等の学校行事や宿泊学習等の学部・学級行事、季節や生活に関連する活動について、一定期間テーマに沿って目標を立て、内容を設定して取り組む学習である。その際、教科等のねらいや内容を扱う。
	作業学習	将来の働く生活を見据え、職業生活や社会自立に関するねらいや内容を扱う。作業としては、農耕、縫製、手工芸、ハウスクリーニング等がある。

ロ 特別支援学級

知的障害特別支援学級は、特別の教育課程を編成した上で、小集団による学習内容等を実施するとともに、通常の学級に在籍する子供たちとの交流及び共同学習を適切に設定しています。

学習内容については、児童・生徒の実態に応じて、各教科の指導と自立活動の指導の他、特別支援学校で行われているように各教科等を合わせた指導を行っている場合もあります。

ハ 通常の学級における指導

通常の学級においては、個別に特別な指導内容等を設定することはできないため、合理的配慮の観点から教育内容の方法、支援体制、施設・設備等について配慮がなされるよう校内で体制づくりを行うことが必要となります。

4 肢体不自由

(1) 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が病気やけがで損なわれ、歩行や手指機能などの日常生活動作が困難な状態を言います。医学的には、発生原因の如何を問わず、四肢体幹に永続的な障害がある状態です。

肢体不自由のある子供は、日常生活や学習上の運動・姿勢の全部又は一部に困難があります。脳原性疾患などにより障害がある子供の場合は、知的障害、言語障害、感覚障害(視知覚障害を含む)などの障害を併発したり、転導性、多動性、統合困難、固執性などの行動特性が見られたりする場合があります。障害の状態はそれぞれ異なっているため、実態を把握する場合は、学習上又は生活上の困難さは、どのような補助手段によってどのぐらい軽減されるのかといった観点から行い、支援の方法を検討することが大切になります。

(2) 肢体不自由のある子供の教育の場

肢体不自由のある子供の教育の場としては、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 特別支援学校

宮城県内には、肢体不自由特別支援学校が1校、こども病院(拓桃館)への入院治療に伴う併設の特別支援学校が1校あります。

肢体不自由特別支援学校では、児童・生徒の障害の状態や実態が様々なため、小・中・高校に準ずる教育課程から自立活動を中心とした教育課程まで、多様な教育課程を編成し、指導に当たっています。

こども病院(拓桃館)への入院治療及び機能訓練のため併設の特別支援学校へ転学をする場合は、児童生徒の実態や前籍校での学習を踏まえて、教育課程に応じた学習指導を行っています。

ロ 特別支援学級

肢体不自由特別支援学級は、通常の学級での学習が難しい軽度の肢体不自由の児童生徒が対象となります。自立活動の中で、運動機能や生活動作の維持や向上を目指した活動を取り入れ、教育課程を編成します。

ハ 通級による指導

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別の指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

通常の学級に在籍している場合は、移動や日常生活の支援のための支援員を配置する、施設・設備を改善する、教室配置を工夫する、学習活動のための支援機器を使用するなどの合理的配慮を学校全体として行うことが必要です。また、肢体不自由のある子供の学習活動や行事への参加の方法等を検討することも必要になります。

5 病弱・身体虚弱

(1) 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療や生活管理による規制を必要とする状態と考えられます。ここで言う生活管理による規制とは、例えば健康の維持や回復・改善のために必要な服薬や学校生活上での安静、食事、運動等に関して様々な規制があるということを指します。

身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く状態や、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態です。

【病弱教育の対象となる病気(例)】

・気管支喘息 ・腎臓病 ・筋ジストロフィー ・悪性新生物 ・心臓病	・川崎病 ・糖尿病 ・血友病 ・てんかん ・アレルギー疾患	・二分脊椎病 ・骨形成不全症 ・ペルテス病 ・脊柱側弯症 ・心身症	・精神疾患 ・色素性乾皮症 ・ムコ多糖症
---	---	---	----------------------------

(2) 病弱・身体虚弱の子供の教育の場

病弱の子供の就学先を決定するに当たっては、障害の程度や病気の状態だけではなく、日々の病状の変化や治療の見通し、関係する医療機関、教育との連携状況、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の状況その他の事情を勘案して判断することが必要です。

イ 特別支援学校

宮城県内には、病院併設の病弱特別支援学校が3校(こども病院併設の拓桃支援学校、西多賀病院併設の西多賀支援学校、宮城病院併設の山元支援学校)あります。入院治療に伴い、併設の特別支援学校に転学する場合があります。

病弱児の場合、日々の病状の変化や治療の状況により、学習の場を教室だけではなく、ベッドサイドで行ったり、ICT機器を使用して遠隔学習を行ったりしている場合があります。

また、教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。なお、知的障害が重複する場合は、実態に応じた指導を行っています。

ロ 特別支援学級

病弱・身体虚弱特別支援学級は、入院はしていないものの、病弱又は身体虚弱のため特別な配慮や支援が必要な子供が対象となります。

ハ 通級による指導

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別の指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

病気のある子供の多くは、小・中学校の通常の学級の中で、健康面や安全面に留意しながら学習していることが多く、この場合、教室の座席配置や休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮などの指導上の工夫、体調や服薬の自己管理について徹底することが大切となります。

6 言語障害

(1) 言語障害とは

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が積極的に活動に取り組めないことなど社会生活上不都合な状態が生じることを言います。

言葉の発達の遅れは知的障害、難聴、肢体不自由、発語器官のまひや変形、てんかんやその他の小児神経学的問題、自閉症、情緒障害などの他、環境的な問題に起因することがあり、原因の特定が難しい場合もあります。

言語障害教育を効果的に進めるに当たっては、その原因とそれに対する指導内容について検討する必要があります。

(2) 言語障害の子供の教育の場

教育の場を検討するに当たっては、障害の状態を把握する必要があります。よって、次の三点を踏まえて、総合的に検討することが大切です。

- ① 会話に支障をきたしているか。
- ② 自然な改善又は発達が期待できるか。
- ③ 発音、話し方、言語発達等の問題について、障害の自覚や二次的な問題があるか。

イ 通級による指導

通常の学級での指導に概ね参加でき、一部特別な指導(言葉についての指導)を必要とする程度の児童生徒が対象となります。在籍している学校に通級指導教室が設置されていない場合は、他の学校に設置されている通級指導教室に通う(他校通級)ことになります。

通級による指導においては、次の内容を中心に行います。

【構音障害のある児童生徒の指導】

- ・ 発語器官の運動機能の向上に関する指導
- ・ 音の聴覚的な認知力の向上に関する指導
- ・ 構音の指導

【吃音のある児童生徒の指導】

- ・ 自由な雰囲気です「楽に話す」ことができるようにする
- ・ 難発から抜け出すための方法についての指導
- ・ 苦手な場面や語音に対する緊張を解消するとともに、日常生活におけるコミュニケーション能力の育成を図る

【言語機能の基礎的事項の発達の遅れ偏りに関する障害の指導】

- ・ コミュニケーション態度の育成やコミュニケーション意欲の向上が必要な児童生徒への指導
- ・ 言語活動の楽しさを学ぶ必要のある児童生徒への指導
- ・ 実際の生活場面での使用を課題とする児童生徒への指導
- ・ 話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上を図る必要のある児童生徒に対する指導

ロ 通常の学級における指導

通常の学級で指導を行う場合は、言葉を使うことに対する緊張や苦手意識が強くなることによって、二次的な弊害を起こさないようにしなければなりません。そのためには、日常的に児童生徒の様子を観察し、発達によって解消されるのか、通級による指導が必要なのか見極めることが必要です。

7 情緒障害

(1)情緒障害とは

情緒障害とは、身体的な問題がないものの、心理的な要因により状況や場面に合わない感情や気分が持続し、不適切な行動が引き起こされるため、学校生活や社会生活に適応できない状態を言います。一般的に心理面での感情や気分の変化は誰にでも起きることです。しかし、その多くは一過性である場合が多いものの、情緒障害の場合は、感情や気分の起伏が長期的に何度も繰り返され、日常生活や学校生活に支障を来してしまうことがあります。

情緒障害の状態の現れ方は様々ですが、子供の状態や生活の困難さを理解し、適切に対応することが求められます。主として心理的な要因のある場合の情緒障害のある子供の状態としては、次のようなことが考えられます。

- ・ 緘黙(場面緘黙) ・ 食事の問題(拒食、過食、異食など)
- ・ 睡眠の問題(不眠、不規則な睡眠習慣、昼夜逆転など) ・ 排せつの問題(夜尿、失禁)
- ・ 性的問題(性への関心や対象の問題など) ・ 神経性習癖(チック、髪いじり、極端な爪かみ)
- ・ 不登校 ・ 反社会的傾向(虚言癖、粗暴行動、攻撃傾向など)
- ・ 非行(怠学、窃盗など) ・ 情緒不安(多動、興奮傾向、かんしゃくなど)

(2)情緒障害の子供の教育の場

情緒障害の状態の把握に当たっては、行動上の問題、成育歴や医療歴、成育環境、家庭や学校での生活の様子、集団参加や学習の状態、知的機能の状態などを把握し、適切な教育の場を検討するとともに、子供の状態に応じた支援を行う必要があります。

イ 特別支援学級

多くの小・中学校においては、自閉症と情緒障害の児童・生徒対象とした特別支援学級として設置されています。特別支援学級の中でも、情緒障害の対象としているのは、「心理的な要因による選択制緘黙等があるもので、社会生活への適応が困難であるもの」としています。通常の学級での学習や集団参加等が難しい場合、該当学年の教科等の学習と併せて、個々の課題に応じて自立活動の内容を設定し、指導を行います。なお、特別支援学級に在籍していても、知的障害を伴わない場合は、知的障害特別支援学校に転学や進学はできないことに留意しておく必要があります。

ロ 通級による指導

主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ハ 通常の学級における指導

個々の障害の状態にもよりますが、通常の学級においては、心理的な不安定さにより、落ち着いて集中して取り組むことが難しい場合も考えられます。書くことや読むこと、指示理解や説明事項の理解に時間を要することも想定されますので、実態に応じた配慮や支援を行うことが必要です。

8 自閉症

(1) 自閉症とは

自閉症は、最近では ASD(自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群)として表現されるようになってきています。自閉症は、①対人関係を調整することの困難さ、②言葉の発達遅れ、③興味や関心が狭く特定のものへのこだわりがある、といったことを特徴とする発達の障害であり、また、この3つの特徴に加えて、感覚・知覚の過敏性や鈍感性、刺激を好む、体の動かし方のぎこちなさ等が見られる場合があります。さらに、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があります、特にアスペルガー症候群の場合は、知的発達の遅れと言葉の遅れを伴いません。

(2) 自閉症の子供の教育の場

自閉症の子供の教育の場を検討するに当たっては、家庭や学校・保育所や幼稚園等での観察、保護者からの聞き取り等により、日常生活上の様子、行動上の課題、集団参加や学習の状況、知的機能の状態、成育歴を把握した上で、総合的に判断して決定することが必要となります。

イ 特別支援学校

自閉症の子供で知的障害を伴い、その程度が他者との意思疎通が困難で、日常生活において頻繁に援助を必要とする、あるいは、社会生活への適応が著しく困難な程度である場合、知的障害特別支援学校が対象となります。 ※指導内容等については、知的障害のページを参照ください。

また、自閉症の子供で、病弱・身体虚弱や肢体不自由など他の障害を併せ有する場合は、個々の状態に合わせて特別支援学校を選択する必要があります。

ロ 特別支援学級

対象となるのは、他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度のもことになります。通常の学級での学習や集団参加等が難しい場合、該当学年の教科等の学習と併せて、個々の課題に応じて自立活動の内容を設定し、指導を行います。知的障害を併せ有する場合は、実態に応じて指導内容や指導方法等を検討することが大切です。なお、知的発達の程度により、知的障害特別支援学級とどちらの方が学びの場として適切なのか検討することが必要です。

なお、特別支援学級に在籍していても、知的障害を伴わない場合は、知的障害特別支援学校に転学や進学はできないことに留意しておく必要があります。

ハ 通級による指導

自閉症は、他者と社会的な関係を形成することに困難を伴うため、コミュニケーションや行動上の問題、学習上能力のアンバランスを併せ有することがあります。通常の学級での一斉指導だけでは十分な成果が得られず、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

通常の学級に在籍して指導を行う場合、自閉症の特徴である対人関係の調整をすることの難しさから、友達とのトラブルが起こったり、場面によっては集中して学習に取り組むことが困難だったりすることも予想されます。座席配置を工夫する、個別の対応をする、得意なことを生かして活躍する場を作るなど指導を工夫することが大切です。

9 学習障害（LD、限局性学習症）

(1) 学習障害（LD、限局性学習症）とは

学習障害（LD: Learning Disabilities）は、基本的には、全般的な知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を言います。その原因としては、中枢神経系に何らかの要因があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因ではないとされています。

幼少期においては、文字や数字を扱う場面が少ないため、学習障害による学習上の困難さに気付くのは就学後である場合がほとんどです。

【学習障害により困難を示す領域】

- ① 聞く能力: 他人の話を正しく聞き取って理解すること
- ② 話す能力: 伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと
- ③ 読む能力: 文章を正確に読み、理解すること
- ④ 書く能力: 文字を正確に書くこと、筋道を立てて文章を作成すること
- ⑤ 計算する能力: 暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること
- ⑥ 推論する能力: 事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること

(2) 学習障害の子供の教育の場

通常の学級において適切な配慮や指導方法の工夫により学習に取り組める場合は、通常の学級で学習を行うこととなります。また、それらの配慮や工夫のみでは、その障害の状態の改善・克服が困難である場合は、通級による指導を行い、一部特別な指導を行うことが必要となります。対象となる子供の実態を観察し、対応を検討することが大切です。

イ 通級による指導

全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

基本的には、自分の障害の特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導を中心に行います。

ロ 通常の学級における指導

通常の学級においては、学習障害のある子供について、適切な配慮のもとに指導が行われるよう実態把握に努めるとともに、支援員等を活用してチームティーチングや個別指導、学習の習熟度別指導など指導形態の工夫、教材教具の工夫を行います。また、通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーター等、学校全体として情報を共有しながら対応することが大切です。

10 注意欠陥/多動性障害（ADHD、注意欠如/多動症）

(1)注意欠陥/多動性障害(ADHD、注意欠如/多動症)とは

注意欠陥/多動性障害(ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態、通常は7歳以前に現れ、その状態が継続するものとされています。

一定程度の不注意や衝動性・多動性は、発達段階の途中において、どの子供においても見られるものですが、注意欠陥多動性障害の子供の場合は、その状態が継続し、さらに社会的な活動や学校生活上で著しい困難を示す程度であるとと言えます。

【特徴的な状態】

- ① 不注意:気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする。
- ② 衝動性:話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりする。
- ③ 多動性:じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりするため、落ち着いて活動や課題に取り組むことが難しい。

(2)注意欠陥/多動性障害の子供の教育の場

注意欠陥多動性障害の子供の多くは、通常の学級において、必要な支援を受けながら学習に取り組んでいます。しかし、子供によっては、通級による指導を行うことが効果的な場合もあるので、保護者や関係者で検討し、よりよい教育の場を設定することが大切です。

イ 通級による指導

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

基本的には、自分の障害の特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり、他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導を中心に行います。

ロ 通常の学級における指導

担任(指導を行う教員)は、子供の実態把握に努め、通級による指導の内容や指導方法について情報を共有しながら指導を行うことが必要です。障害特性に応じて、余分な刺激を減らすために黒板の周りの掲示物を少なくする、座席を前の方に設定するなどの工夫を行う、あるいは、集中できる時間を考慮して学習内容を短い時間で区切ってめりはりのある学習の流れを作る、などの対応を行いながら、学級全体として授業が行えるよう工夫することが大切です。

また、チームティーチングや個別指導、学習の習熟度別のグループ学習、教材・教具の工夫なども効果的です。

学びの場 Q & A

Q 年度途中で通常学級から特別支援学級に在籍を替えることはできますか？

A 替えることはできますが、まずは該当のお子さんの実態や状況を観察してみましょう。現在の学級に適応できないでいるとしたらその原因は何か。在籍を替えるだけで問題が解決するのか。一番困っているのは該当のお子さんだということを忘れないことが大切です。まずは様々な情報を集めて、どのような対応をすればいいのか検討してみましょう。

Q LD、ADHD、自閉症等の診断があれば、特別支援学級の対象となりますか？

A 診断の有無だけでは入級の条件を満たす訳ではありません。LD、ADHDについては、対象となる障害種の特別支援学級はなく、基本的には、通級による指導の活用や通常の学級での合理的配慮で対応することになります。診断があっても一人一人の実態は異なることから、連続した学びの場を用意し、適切な学びの場での対応が必要です。

Q 知的障害特別支援学校に入学するには、療育手帳は必要ですか？

A 必ずしも必要ではありません。特別支援学校は、学校教育法施行令 22 条の 3 に定められた程度の障害のある子供を対象としています。就学先決定に関しては、手帳の有無や等級のみで子供の状態を判断することはせず、子供の状態を把握する一つの情報と捉えることが重要です。就学支援委員会では、本人・保護者に十分に情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ることが大切です。

Q 中学校の特別支援学級(知的障害学級以外)に在籍しています。知的障害の特別支援学校を受検できますか？

A 知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類(就学支援委員会資料の写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検が可能です。

Q 寄宿舍のある特別支援学校に入学したいと考えています。寄宿舍に入るための条件はありますか？

A 高等学園の寄宿舍では、身辺処理はもちろんのこと、掃除や洗濯など身の回りのことをすべて自分で行います。また、寄宿舍には、夜間に医療的ケアを担当する看護師がいません。まずは、希望する支援学校の教育相談や見学を行い、寄宿舍の様子も併せて見学や確認をしてみてください。

Q 中学校の知的障害特別支援学級に在籍していて、療育手帳をもっています。高等学校を受験できますか？

A 知的障害やその他の障害があっても高等学校を受験することができます。
学校の様子や教育課程等を確認し、入学後の生活をイメージした上で学校を選択しましょう。進路決定にあたっては、保護者、生徒、先生と十分に相談して決定してください。

Q 高等学校でも通級による指導を受けることは可能ですか？

A 宮城県では平成30年度から高等学校での通級による指導を始めました。希望する場合は、各学校に相談してください。

特別支援学校高等部等への転入学等について

原則、「宮城県公立高等学校転入学の手引」に則ります。詳細は、宮城県ホームページを御覧ください。

【転入学と編入学の違い】

転入学 現在高等学校に在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に学籍を移すことです。

編入学 海外から帰国した者、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍している者、高等学校を中途退学した者などが、高等学校の第1学年の当初の入学時期以外の時期又は第2学年以上の学年に入学することです。

(1)転入学について

転入学は、原則として、保護者等の転勤等に伴う一家転住の場合のみ認められます。ただし、特別な事情があり、教育的配慮が必要と認められる場合にはその限りではありません。

(2)編入学について

特別支援学校と高等学校間においては、学校種が異なるため、編入学となります。編入学を希望する場合は、あらかじめ志願する特別支援学校や高等学校に受検資格等について必ず問い合わせてください。

【問い合わせ先】

宮城県教育庁特別支援教育課教育指導班 TEL 022-211-3647

相談機関及び情報一覧

1 相談機関等

(令和6年3月現在)

相談機関名	連絡先	所在地	
宮城県 子ども総合センター	子どもメンタルクリニック	022-784-3576	
	子どもデイケア	022-784-3578	
	のびのびサロン	022-784-3580	
宮城県総合教育センター	発達支援教育相談	022-784-3563	
	不登校相談	022-784-3567	
宮城県リハビリテーション支援センター	022-784-3588	名取市美田園二丁目 1-4	
宮城県中央児童相談所	022-784-3583		
宮城県中央児童相談所黒川支所	022-341-6985		富谷市ひより台2-42-2
宮城県東部児童相談所	0225-95-1121		石巻市あゆみ野5-7
宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	気仙沼市東新城3-3-3	
宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	大崎市古川駅南2-4-3	
仙台市北部発達相談支援センター(北部アーチル)	022-375-0110	仙台市泉区泉中央2-24-1	
仙台市南部発達相談支援センター(南部アーチル)	022-247-3801	仙台市太白区長町南3-1-30	
宮城県発達障害者支援センター(えくぼ)	022-376-5306	仙台市泉区南中山 5-2-1	
宮城県医師会ヒヤリングセンター	022-227-4411	仙台市青葉区大手町1-5	

※各相談機関等で扱う内容については、ホームページ等をご覧ください。

(1) 県立特別支援学校における教育相談

各県立特別支援学校では、障害のある乳幼児や小・中学校、高等学校等に就学している児童生徒とその保護者に対する相談や情報提供を行っています。具体的な相談日時・相談方法等は各学校(次頁宮城県内特別支援学校一覧参照)にお問い合わせいただくか、各学校のホームページをご覧ください。

(2) 宮城県総合教育センター 不登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」

宮城県総合教育センター不登校・発達支援相談室では、幼児、児童生徒や保護者、教職員等を対象に、不登校、発達の遅れや偏り等、子供の悩みについて、公認心理師、電話相談員、指導主事による相談を行っています。

電話相談、来所相談の他に、来所が難しい地域を定期的に訪問して行う発達支援定期巡回教育相談を実施しています。また、保育所、幼稚園、学校等からの依頼で、要請先に直接訪問して行う発達支援要請教育相談も行っております。

宮城県内特別支援学校一覧

(令和6年4月現在)

種別	学校名	設置学部	所在地 電話・FAX	通学バス	寄宿舎	
視覚	宮城県立視覚支援学校	小・中 高・専	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 6-5-1 TEL 022-234-6333 FAX 022-234-7974		○	
聴覚	宮城県立聴覚支援学校	小・中 高・専	〒982-0001 仙台市太白区八本松 2-7-29 TEL 022-248-0648 FAX 022-246-0446		○	
	同 小牛田校	小	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL 0229-32-2110 FAX 0229-32-3663			
知的	宮城県立光明支援学校	小・中 高	〒981-3213 仙台市泉区南中山5-1-1 TEL 022-379-6555 FAX 022-379-6557	○		
	宮城県立小松島支援学校	小・中 高	〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤2-1 TEL 022-725-3616 FAX 022-274-3206	○		
	同 松陵校	小・中	〒981-3108 仙台市泉区松陵4-28-2 TEL 022-725-3315 FAX 022-725-3316	○		
	宮城県立石巻支援学校	小・中 高	〒986-0861 石巻市蛇田字新立野 410-1 TEL 0225-94-0202 FAX 0225-94-0206	○		
	宮城県立古川支援学校	小・中 高	〒989-6203 大崎市古川飯川字熊野 87 TEL 0229-26-2338 FAX 0229-26-2486	○		
	宮城県立気仙沼支援学校	小・中 高	〒988-0141 気仙沼市松崎柳沢 216-7 TEL 0226-24-3019 FAX 0226-24-4519	○		
	宮城県立名取支援学校	小・中 高	〒981-1242 名取市高館吉田字東真坂 6-11 TEL 022-384-6161 FAX 022-384-6163	○		
	同 名取が丘校	小	〒981-1235 名取市名取が丘 6-11-1 TEL 022-399-8714 FAX 022-399-8814	○		
	宮城県立角田支援学校	小・中 高	〒981-1503 角田市島田字御蔵林 24-1 TEL 0224-63-2555 FAX 0224-62-5612	○		
	同 白石校	小・中	〒989-0248 白石市南町 1-2-79 TEL 0224-22-4333 FAX 0224-22-4334	○		
	宮城県立利府支援学校	小・中 高	〒981-0123 宮城郡利府町沢乙字向山 26 TEL 022-356-5675 FAX 022-356-5676	○		
	同 富谷校	小	〒981-3352 富谷市富ヶ丘 1-17-37 TEL 022-779-0451 FAX 022-779-0452	○		
	同 塩釜校	小	〒985-0072 塩竈市小松崎 10-1 TEL 022-794-7460 FAX 022-794-7461	○		
	宮城県立金成支援学校	小・中 高	〒989-5171 栗原市金成沢辺小崎 87-1 TEL 0228-42-2211 FAX 0228-42-2210	○		
	宮城県立迫支援学校	小・中 高	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞 59-10 TEL 0220-22-9484 FAX 0220-22-7628	○		
	宮城県立支援学校岩沼高等学園	高	〒989-2455 岩沼市北長谷字豊田 1-1 TEL 0223-25-5332 FAX 0223-25-5333		○	
	同 川崎キャンパス	高	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字北原 25 TEL 0224-87-6571 FAX 0224-87-6572			
	宮城県立支援学校小牛田高等学園	高	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL 0229-32-2112 FAX 0229-32-2112		○	
	宮城県立支援学校女川高等学園	高	〒986-2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3 TEL 0225-50-1088 FAX 0225-50-3430		○	
	宮城県立秋保かがやき支援学校	小・中 高	〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20 TEL 022-354-8102 FAX 022-354-8305	○	○	
	仙台市立鶴谷特別支援学校	小・中 高	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1 TEL 022-252-4231 FAX 022-388-1246	○		
	宮城教育大学附属特別支援学校	小・中 高	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉 395-2 TEL 022-214-3353 FAX 022-214-3362			
	学校法人明和学園 いずみ高等支援学校	高・専	〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺 2-1-1 TEL 022-293-7636 FAX 022-293-7632		○	
	学校法人三幸学園 仙台みらい高等学園	高・専	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉393-12 TEL 022-781-5924 FAX 022-781-5998		○	
	肢体	宮城県立船岡支援学校	小・中 高	〒989-1605 柴田郡柴田町船岡南 2-3-1 Tel 0224-54-2213 FAX 0224-54-2214		○
	知病	宮城県立山元支援学校	小・中 高	〒989-2202 亶理郡山元町高瀬字合戦原 100-2 TEL 0223-37-0518 FAX 0223-37-2727	○	
		宮城県立西多賀支援学校	小・中 高	〒982-0805 仙台市太白区鉤取本町 2-11-17 TEL 022-245-1183 FAX 022-245-4854	○	
肢病	宮城県立拓桃支援学校	小・中	〒989-3126 仙台市青葉区落合 4-3-17-2 TEL 022-391-6551 FAX 022-391-6552			